

平成20年6月20日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 黒川和広
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	浦	郷	政	紹
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	雅	章
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	伊	藤	元	康
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	吉	野	孝	一
農	業	委	西	村	益	生

議 事 日 程 第 6 号

6月20日（金）10時開議

日程第1	第69号議案	武雄市まちづくり応援基金条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第2	第70号議案	武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び武雄市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第3	第71号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第4	第72号議案	武雄市手数料条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第5	第73号議案	損害賠償の額を定めることについて（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第6	第74号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第7	第75号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第8	第76号議案	平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第9	第77号議案	平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第10	第78号議案	西川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第11	報告第2号	専決処分の報告について（質疑）
日程第12	報告第3号	専決処分の報告について（質疑）
日程第13	報告第4号	専決処分の報告について（質疑）
日程第14	報告第5号	平成19年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第15	報告第6号	平成19年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第16	報告第7号	平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）

日程第17	報告第8号	平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第18	報告第9号	平成19年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第19	報告第10号	平成19年度財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）
日程第20	請願第1号	『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第21	請願第2号	『農業振興の基礎となる基幹施設の整備等に関する意見書』提出に関する請願（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第22	請願第3号	『教育予算の拡充を求める意見書』に関する請願（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第23	請願第4号	武雄市民病院の存続を求める請願（質疑・総務常任委員会付託）
日程第24	意見書第1号	長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書（質疑・福祉文教常任委員会付託）

開 議 10時47分

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

まず、請願の取り扱いについてお諮りをいたしたいと思います。

本来、武雄市議会の申し合わせにより、原則として定例会前の議運までに提出された請願を定例会において審議することを例として取り扱われてまいりました。今回の請願の扱いは、これまでの申し合わせ事項を修正し、議案審議前日までとし、審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

市長から提出されました第78号議案、意見書第1号並びに請願第3号及び4号を追加上程いたします。

ここでお諮りいたします。市民病院移譲先選考委員会の開催等について、宮本議員から緊急質問の通告がありました。宮本議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。この採決は、起立により行います。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔29番「議事進行」〕

黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

中身が全くされないままでいいのかということですね。これは全然わかりませんので。例えば、きのう一般質問があっているんですよ、病院問題に対して。病院問題に対してあっているのに、いきなり病院問題の話をされても、いいかと言われても、客観的に緊急性が、必要があるかどうかわからないのに賛成も反対もできないんですよ。当然のことだと思いますけどね。

だから、緊急と言えど何でもできるか。それはできないわけですからね。ちゃんと法の縛りがありますから、客観的に私ふと、そういう事例はあり得ないと思うんですね。きのうまで一般質問があっているんですよ。わずか1日の中で何があったか知りませんがね。

例えば、今までの流れの中で全く違うことを市長が言っていたと。これは大変なことで、緊急性はあるかもしれません。また、大災害で民家が流れたと、ちょっと緊急質問と、そういうのはあるかわかりませんよ。しかし、客観的に重大な問題でなければ、原則として緊急質問とはあり得ないですから、中身がどういうことかと言わない限りは、賛成か反対かということできませんよ。とられるんでしょう。提出することに賛成ですか。どういうとり方するんですか。語り方、もう少し詳しくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてお答えいたしたいと思います。

緊急質問の発言通告書というものを私のほうにいただきまして、それは議運のほうに諮って、これを受け付け、この質問を許可するかしないかは本会議にかけるということになりました。何分、この緊急質問というのは対応も初めてでございまして、議員の皆さん方に御判断を仰ぎたく、今、緊急質問を受け付けるか、この市民病院移譲先選考委員会の開催等についてというのが緊急性があるか。これは本会議の中で議員の皆さん方に御判断をお願いしたいということで採決をお願いしているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔29番「議長、議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

議会というのは、一応会議規則ですね、自治法ですね。いろんなことになっておるわけでしょう。県で61、市で63、うちは市ですから、何条に載っておるか知りませんがね。だから、緊急質問の一番言われているのが、私が特にきょう問題にしているのは、助言者が言われているのが、これは自治法に載つとるやつですね。一番言われているのは、定例会における緊急質問は、一般質問の追加といった程度の意味しか持たない場合、絶対されないとなっているんですね。だから気にしているんですよ。きのう市民病院はされましたからね。

だから、こういうことが緊急かということがなければいけないので、いきなり認めるか認めんかで賛否をとられるのはどうかと思うんですけどね。間違いですか。

○議長（杉原豊喜君）

議会運営委員会にお諮りをして、議会運営委員会のほうで一応本会議に提出すると、かけるということになっておりますので、そこら付近は御理解をいただきたいと。

〔29番「かけていいですよ。このまま、どうがよかですか。議事進行がよかですか、休憩か、どっちでもいいですけど」〕

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時52分
再	開	10時57分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

休	憩	10時57分
再	開	11時22分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

当初説明いたしました請願の取り扱いについて、説明不足の部分がございましたので、改めておわびと説明をさせていただきたいと思っております。

武雄市議会の申し合わせ事項の中で、請願は、定例会開会前の議会運営委員会までに提出があった分はその議会会期中に日程に上程し、議題とするという申し合わせ事項になっておりました。12月定例会の中で黒岩議員から請願が提出されて、これがこの申し合わせ事項に基づいての対応がなされ、上程されなかったということでございます。今回は、きのう請願が出されて議会運営委員会をして議題とするということに。本当はどちらも急施を要したんじゃないかならうかなと思っております。

そういった中で、今回だけ上げるというのは申し合わせ事項にも反するんじゃないかという指摘を受けまして、大分検討させていただいて、議会運営委員会等にも諮らせていただきましたけれども、御理解をいただいて、今回、日程に追加をさせていただく結果になったわけでございます。本当、12月定例議会の中で黒岩議員の請願に対しましては不適切な対応をしたんじゃないかならうかと、ここで改めておわびを申し上げます。

議事を進行させていただきたいと思っております。

宮本議員の緊急質問に対しての採決をとるところまでいっておりましたので、宮本議員の緊急質問に対して同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、宮本議員の緊急質問は否決されました。

日程第1. 第69号議案 武雄市まちづくり応援基金条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

おはようございます。第69号議案 武雄市まちづくり応援基金条例について御説明いたします。

本議案は、地方税法及び武雄市税条例の改正に伴い、寄附金税制が拡充されることに伴い、多くの寄附が寄せられること、及び寄附金の用途を明確にするため、いただきました寄附金を基金として積み立て、広くまちづくりに役立てるための基金の設置条例でございます。

この寄附金税制の改正は、自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい、自分とのかかわりが深い地域を応援したいという気持ちを形にする仕組みとして設けられたものであり、地方公共団体に対して寄附を行った場合、5,000円を超える部分について、現在の居住地の個人住民税からおおむね1割を限度として、所得税と合わせて全額を控除する仕組みが設けられました。したがって、結果的に住民税の一部をふるさとに納める形となるため、ふるさと納税と呼ばれております。

寄せられた寄附金につきましては、本市のまちづくりの事業に役立てたいと考えております。長寿社会づくりや子育て環境づくり、都市基盤整備事業、または魅力ある観光地づくりなどにさまざまな活用を考えております。寄附された方々にはその活用実績をお知らせし、ふるさと武雄をより身近に感じていただきたいと考えております。

条文について御説明いたします。

第1条では基金の設置、第2条では基金の積み立て方法、第3条では管理方法、第4条では運用益金の処理方法、処分方法などを定めております。

なお、第7条の目的外の取り崩しにつきましては、ペイオフ解禁によりまして、預金が一金融機関につき1,000万円までしか保護されないことから、当該金融機関から借入れを行っていた場合にその債務を預金と相殺できる規定でございます。

以上で第69号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第69号議案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

第69号議案についてお尋ねをしたいんですが、この制定の趣旨とか運用の方法等について説明をお願いしたいと思います。

趣旨については十分理解しますし、その趣旨については何も質疑をするところはありません。問題は、3条、4条、5条に関係して、基金の運用の仕方にこういうふうな表現が必

要なのかどうか。例えば、有利な有価証券にかえるとか、それから基金に関する現金を、そういうふうなほかの運用をして、そのためにもし欠損が出たときはどうなるかとか、そういうふうな問題があると思いますが、こういう規定をつくっていなければそういうことはできないわけですから、実はアルゼンチン債とか、そういうふうな問題が起こったために水道基金が随分と市民に不利益を与えたということがありました。（発言する者あり）アルゼンチン債（「マイカル」と呼ぶ者あり）マイカル、はい。投資した内容については、ちょっと私が表現の誤りがありましたけれども、少なくともそういったような、ほかに運用したために、運用そのものは有利に運用するということがあったんでしょうけれども、そのために損失があったと。そうすると、これはいわゆるまちづくりの基金には非常に多くの方々の善意を集めるお金ですから、その善意によってできたそういう基金が、いわゆる運用のミスによって、善意が本当に市民のそういうものに届かない、まちづくりに届かないと、寄附者のそういう気持ちを本当に適切に反映できないような形になる可能性があるとするれば、この条例がなぜこういうふうな表現までしたかということが1つです。

他市の例でもありますけれども、この歳計現金を普通職員の給料とかなんとか足りんときにはそれに使っていていいという条例を、こういった同じような表現の中で運用するということを表明された市があって、随分問題になったと私は記憶いたしております。つい最近ですよ。同じふるさと基金の問題で。これと同じような感じの表現がここにしてあるもんですから、3条、4条、5条について、もう少し詳しく説明をしてほしいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

お答えします。

この基金の条例ですけど、私どもは少し過大評価と申しますか、たくさん基金をいただきたいという夢を持って条例をつくっております。少額の基金であれば、極端に言えば1,000万円台とかの基金であれば繰りかえ運用することはありませんでしょうし、有価証券にかえることもないと思います。しかし、何億という金になれば有価証券にかえるとか……。だから、3条の場合は最も確実、有利な方法により保管しなければならない。その2項に、最も確実、有利な有価証券にかえることができるとしてありますが、ここは国債を想定いたしております。

それから、第4条につきましては、これは一般的に基金に繰り入れる場合は一遍予算に計上して繰り入れるということを書いているものです。

それから、第5条の繰りかえ運用ですけど、これは先ほど言いましたように、高額な基金が集まった場合は、万一に備えて繰りかえ運用ができるような制度を設けておるわけですけど、ここは多分あり得ないのかなという気はしておりますけど、一応条例の構成上、条例を

作成するに当たっては、この条文も必要ではないかということで記載をしているものであります。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の説明は十分わかりますけれども、現実問題として、前のマイカルかな、そういうときも実はそれと同じような表現の中で条例ができておったわけですよ。私の記憶違いだと訂正をしますけれども。そうすると、書いておかなければいいわけです。これは条例をつくるときの絶対要件ですか、有価証券にかえるとか。そのときも何も損させるようなつもりでそういう運用をしておるとは思いませんよ。しかし、結果としてそういうことになったと。運用の仕方によって違うならば、運用者の能力とは言いませんけれども、対応によってはこういうことだってあり得るわけですから、そういう点について、本当に条例で規定する必要があるかどうかの問題も、それを指摘して聞いているわけです。

もう1つは、いわゆる通常の基金であれば、確かにほかのものに運用するとか、あるいはとりあえずは一借の格好で年度内ごとの決算じゃないわけですから、それ以外の一時借入れとかなんとかいう形の中でできるような条文はつくらんでおいて、これはこれで特別の基金ですから、そういう運用の方法を明確にしたほうが市民の善意にこたえることができるんじゃないかということでお尋ねをしていますけれども、この項目を外したら、いわゆる条例として成り立たないものかどうか、その問題をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

条例のつくり方の問題だと思いますけど、通常、基金条例をつくる場合は、すべての条例において、こういう管理の方法とか運用益の処理の方法、そして繰りかえ運用、この部分については、武雄市の基金条例を見ていただくと、すべてに入っております。そういう形で、今回の場合も金額の多少にかかわらず、一応条例としてはこういう条文にしようということで条例を作成したところであります。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の副市長の答弁とか、そこらについては、内容とか説明については十分私わかります。ただ問題は、今までのほかの基金条例と違って、今度の場合は特にそういう善意を結集したものだから、あえてそういうことについては今回の条例が、その部分にこういう形の運用の仕方じゃなくて、それは実際にはそういう運用があるかもわかりませんから、問題はほかの

用途には使わないで、それはふやすということについては、ふやせなんて言いませんけど、そういう問題があるものですから、それは条例の文案の作成上、整合性があるかどうかの問題と、それから法的にそれをつくらなければ運用できないかということをお尋ねしていただきます。

今、趣旨の説明があったことについて、運用の仕方にいささかも疑いを持つての質疑じゃないわけですよ。ただ、そういう法律的な処置ができないかということをお尋ねしているわけです。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

基金の管理運用ですね、繰りかえ運用、これは確実に間違いがないように運用していくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

武雄市まちづくり応援基金条例ですけれども、私の勉強不足もあるのかもしれませんが、この基金というのは、基金益を運用するのか、その基金をもらったやつを使うけど、余った分を積み立てておくのか。その辺がちょっといまいわからんもので、もしその基金運用でなければ、これの目的に使ってくれと言われた場合は、もう別に積み立てないですぐ使うのがやられた方の趣旨に沿うんじゃないかなと思ひまして、その辺の実際の形態についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

お答えいたします。

基金そのもの、いただいたそのものを運用するということでございます。

それから、いただいたものをどうするかということなんですが、これにつきましては、武雄市が事業として計画しているものについて充当するというところでございますので、当該年度に事業として予定していないものについては、積み立てたまま事業基金に積み立て、予定している事業年度に取り崩して使用するというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

指定があった場合は。

○角企画部長（続）

引き続き御説明いたします。

基本的なルールを考えておまして、寄附によって予定している全体事業が膨らむということはございませんで、予定している事業の財源の一部として使わせていただく、あるいは寄附によって補助金として出す予定のものが、その補助金総額がふえるということもございません。

先ほども言いましたように、当該年度に事業の実施予定がない場合は、基金に積み立てて事業年度に予算化するという基本的な考えでございます。

寄附が指定された場合でございますが、具体的にどのようにして指定されたかによりますので、それがはっきりすれば、その取り扱いについて検討したいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

大体わかったんですけども、全般的に武雄市のためにと出された分は、多分、武雄市の計画するものに充てていっていいと思うんですね。それは指定されなければ、それをいつ使おうが、基金にしようが、運用しようがですね、それはいいと思うんですけども、例えば、何とか町の中の何とか区のためにこれを使ってほしいと、その道路整備に100万円使ってほしいとって指定されて、ことし使ってほしいなというふうに言われた場合にはどういふふうになるのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

まず、寄附者がどなたかということでございます。同じ区、何とか区の住民からということであれば、後ほど議題に上がっています市税条例でもって特別な利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものは、いわゆる領収書は出せないということになっておりますので、対象にならないということになっております。

指定された場合、今言われた何とか道路整備事業という、具体的に件名を出して指定された場合、それが当該年度の事業計画に上がっている場合は、それは使わせていただくということになります。上がってない場合は、先ほども申しましたように基金に積み立て、当該事業が実施されるときに財源として使わせていただくということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第2. 第70号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例及び武雄市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第70号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び武雄市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例について補足説明を申し上げます。

議案書3ページでございます。

現在、武雄市議会議員の皆様や、その他非常勤職員、また学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の方々に係る公務災害につきましては、武雄市の条例に基づき、その補償を単独で行っておりますが、同様の補償事例は平成19年4月1日に設立された佐賀県市町総合事務組合でも共同処理がなされており、昨年度の補償実績や負担金の試算から同組合の行う共同処理に参加すべきと判断いたしました。

この共同処理に参加いたしますと、補償基準や補償内容についてはこれまでと同様ですが、補償の根拠は同組合の条例となりますことから、今回、関係2本の条例を一括して廃止する条例をお願いしているところでございます。

なお、参加に当たりましては、県知事の許可が必要となりますので、附則において、この条例の施行日を規則で定める日からとしたほか、組合条例への移行までの間の経過措置等を定めております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第70号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 第71号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第71号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の5ページでございます。

武雄市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が第169回通常国会において可決成立、4月30日をもって法律第21号として公布、4月30日施行となりました。その中で公布の日から適用するものについては専決処分させていただき、5月30日開催の臨時議会で承認をいただいております。今回は同法律の公布にかかわるもので、

平成20年12月以降施行予定分について、市税条例の改正をお願いいたしているところでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきますが、改正項目が多く、また地方税法及び市税条例の改正に伴う条文の整理も多数ございます。そこで、今回の改正の中で主な改正について説明いたします。

お手元に配付いたしております議案参考資料の新旧対照条文の3ページをごらんください。

第34条の7第1項につきましては、「寄付金税額控除」の創設で、適用下限額を5,000円に引き下げるなど寄附金税制の拡充でございます。

また、4ページの第2項では、地方公共団体への寄附に限り特例控除額を新たに追加し、5,000円を超える部分について、一定の限度額までは所得税と合わせて全額控除できる内容の改正でございます。

次に、11ページの第47条の2から15ページの第47条の6までにつきましては、公的年金等所得にかかわる住民税を公的年金等から特別徴収する制度の創設で、特別徴収の対象者、徴収方法、特別徴収義務者の指定などに関する改正でございます。

20ページの附則第8条については、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例に関するもので、適用期限を平成24年度まで3年延長し、対象の売却頭数を2,000頭までと制限する改正でございます。

次に、22ページの附則第16条の3については、上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設に関する課税でございます。

29ページの附則第19条の3の削除の改正につきましては、上場株式等の譲渡所得に係る軽減税率を廃止する改正でございます。

30ページの附則第19条の6につきましては、同一年、または過去3年以内の上場株式等の譲渡損失額を申告分離選択課税の配当所得から控除できる制度の創設に関する改正でございます。

次に、附則でございますが、議案書の17ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。18ページの第2条では個人の市民税に関する経過措置、22ページの第3条では法人の市民税に関する経過措置、第4条では固定資産税に関する経過措置を設けております。

以上で第71号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第71号議案に対する質疑を開始いたします。27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）【登壇】

市税条例、中身が何なのかというのが大変わかりにくいので、ちょっと説明をしていただ

きたい。というのは、実は47条の2の公的年金等に係る所得税の特別徴収の創設ということで、多分そういうことの中身だろうというふうに思うんですが、これがちょっとよく具体的などころで実感としてわかりませんので、具体的にどういう形なのかということを追加して補足説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、この制度の導入の趣旨でございますけれども、今後の高齢社会の進展に伴いまして、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されるというようなことで、65歳以上の公的年金受給者みずからが市町村や金融機関等の窓口へ出向く必要がなくなり、年金受給者の納税の手間が省かれて利便性が向上するということと、市町村における徴収の効率化を図る観点から導入するものでございます。

ということで、これにつきましては、年金受給者で均等割、所得割がかかる方については公的年金から特別控除できますよということで、徴収の方法が変わるということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

ただいまの説明で大体わかったんですが、給与所得者の場合は、いわゆる天引きという形になっておりますね。年金等でされている方は、いわゆる申告をして税額を納めるという、定額の方は所得税等は住民税を含めてしてある。これはその申告の手続をしなくても、年金から天引きをするということができるといことになるわけでしょうか。それが1つと、それから、それを個人個人、いや私はあくまでも申告をしますよといった場合はどういう形になるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

課税額の算定につきましては、こちら側で一方向的に算定をいたします。基本的には148万円以上の方が課税対象になろうかというふうに思いますが、これはそれぞれその人の世帯構成等で変わるかと思えます。その方については、一方向的に特別徴収をさせていただくということになります。本人がどうしてもと言われる方については御相談はさせていただきますけれども、原則として公的年金のほうから差し引きをさせていただくということになろうかと

思います。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4．第72号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第72号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書23ページでございます。

今般、個人情報保護の社会的要請の高まりを背景に戸籍法の一部を改正する法律が施行され、従来、何人でも戸籍謄本等の交付請求ができるとされておりました戸籍の公開原則が改められ、第三者が戸籍等に関する証明書の交付請求をする場合について制限されることとなりました。

この戸籍法が一部改正されたことに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、以下標準令と言います—において引用してある戸籍法の規定が変更され、戸籍法一部改正の施行にあわせて標準令について所要の規定が提示されております。このため、今回、標準令を準用している部分について、本市手数料条例の改正案を提案いたすものでございます。

それでは、改正案の内容につきまして御説明申し上げます。

現行の武雄市手数料条例第2条の別表第1の中の手数料を徴収する事項の5項に「戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項の書類に記載した事項の証明書の交付」と規定しておりますが、標準令が改正されたことにより、第48条第2項、括弧書きの後に「若しくは第126条」を追加するものでございます。

この追加につきましては、従来、学術研究を目的とする戸籍及び除かれた戸籍に記載した事項に関する情報の利用は、改正前の戸籍法では第10条第1項、第12条の2第1項及び第48条第2項の規定により認められたわけではありますが、改正戸籍法では、第10条の2及び第48条に規定されているどの要件にも該当しないこととなりました。このため、第126条に特出しで規定することになったものであります。

なお、附則により、施行は平成20年7月1日からといたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第72号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 第73号議案 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

第73号議案 損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

議案書24ページでございます。

この事故は、平成15年4月16日、旧山内町で僻地保育所として設置されていた犬走保育所の庭園に設置してあったウサギ小屋にて、当時2歳の園児が網越しにえきを与えていたところ、ウサギにかまれて、左手人さし指のつめがわずかに残るところで切断した事故であります。当時、山内町において施設賠償保険に加入していた保険会社と協議が調いましたので、当該園児の親権者と示談書を交わしたく、議会の議決をお願いするものであります。

なお、賠償金のうち、治療費については既に34万15円が支払われておりますので、今回、賠償金としてお支払いする治療費を差し引いた280万2,350円となり、同額が歳入として保険会社から武雄市へ支払われ、その後、親権者に支払われるようになります。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第73号議案に対する質疑を開始いたします。20番松尾議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

この件について、勉強会の際にもちょっと聞いたんですけど、そのときお答えがなかったから、この場でちょっと聞きたいんですけども、かんだウサギですね、原因者たるウサギ、そのウサギの処分はどうされたんですか、お尋ねしておきます。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

お答えします。

処分はしておりません。事故後、そのウサギ小屋をフェンスで囲んで、子どもたちがそういうふうにして入れないようにしたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

普通、何か人間に害を与えた動物は処分されるんじゃないかなと思うわけですよ。人間の命は重たいのですよ。それで、もしもそれができなかったとするならば、例えば、ウサギ

が複数あって、どのウサギがそういうことをやったウサギかわからなかったからできなかったとか、いろいろ理由があると思いますけれども、その辺の処分は、普通だったら、よくテレビとかでいろいろあって、人間に害を及ぼした、例えば、人間を襲ったクマとかは処分されたり、いろいろそれなりの処分があるんですけども、それは何でそういうことをなされなかったのか、動物愛護の関係でしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

お答えします。

どうもうなクマとか、そういうふうな危険とみなされるものは処分の対象となったかもわかりませんが、子どもたちの心情を考えますと、その事故後、すぐ処分するということが多分できなかったことと思ひまして、そういうふうな方法をとったと思ひます。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

ちょっと皆さん方、今笑われましたけれども、ウサギというのは、私がもう30年ぐらい前ですけれども、嬉野の今の医療センターに入院したときに病院の先生から聞かれたことは、「山口さん、あんた、ウサギからかすられたり、かぶりつかれたりしたことはなかるうか」と。それは私の病気の原因が何かわからんやっただけですよ、熱の出で。そのとき、「ウサギからあんた、かまれたりかすられたりしたことなかや」と言われたわけですよ。それは何かという、熱の原因になるのが、そういうのからかまれたり、かすられたりしたときにはウサギひっかき病とかいうて、猫もそういうのがあるんですね。

そういうふうなことがあるから、子どもがかまれたら、その心情を考えたときにと。かまれた本人は心情も何もなかですよね。そういうふうなとをやっぱり市中引き回しの打ち首獄門と、そういうふうなことは別としても、やっぱり何とかの対処をせんといかんとじゃなかかと思うわけですよ。その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

貴重な意見をいただきました。今後そのようなことがありましたら、そういうふうにして、すみませんが、現在、犬走保育所は廃止されておりますので、御理解を願いたいと思ひます。

〔19番「はい、わかりました」〕

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっと今、ウサギのほうに責任を押しつけられておりますけれども、これは管理責任かなと思うわけですよ。それで、今、例えば、御船が丘小学校でウサギ小屋からウサギが全部いなくなって、鳥小屋になっているみたいなんですけれども、その後、ウサギを制限するようなことをやっておられるのかどうかについてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

制限はしておりません。先ほど申しましたように、子どもたちが遠くからは見られるようになっておるんですけど、さくをして入れないようにして、えさにつきましては先生が与えられたと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

ここで午後1時25分まで休憩をいたします。

休	憩	12時4分
再	開	13時24分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第6．第74号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第74号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について補足説明を申し上げます。

議案書25ページでございます。

第70号議案において御説明いたしましたとおり、武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償、武雄市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関し、今回、新たに佐賀県市町総合事務組合の共同処理に参加することにいたしましたので、武雄市が参加することによる組合の規約変更が必要になります。

一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、関係団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けることになっておりますので、同法

第290条の規定に基づき、同組合の構成団体としての協議の議決をお願いしているところでございます。

なお、佐賀縣市町総合事務組合理約の変更内容については、議案書26ページ、別紙としてお示ししているとおりでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第74号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第7. 第75号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第75号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出の総額に1億799万円を追加し、補正後の総額を196億2,742万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。予算説明書の(5)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費では、非常勤職員の公務災害補償にかかわる事務等を佐賀縣市町総合事務組合にお願いすることにいたしておりますので、これに伴う同組合への負担金をお願いいたしております。

8目. 諸費では、来年2月に開催を予定しております人権フェスタに要する経費をお願いいたしております。

2項. 企画費、1目. 企画総務費では、新産業集積エリア整備事業負担金をお願いしております。これは県の新産業集積エリアの指定を受け、北方町西宮裾地区において県と共同で工業団地の整備を計画しており、今回の補正では、本年度県が行う基本設計、環境調査等に要する経費の2分の1に相当する額を負担金としてお願いするものでございます。このほか、まちづくりを推進するためにいただいた寄附金を活用するため、まちづくり応援基金を設けることにいたしておりますので、この基金への積立金をお願いいたしております。

2目. 地域振興費では、新たな定住促進策として移住体験事業に要する経費をお願いいたしております。この事業は、市外の方に短期間、本市で暮らしていただき、本市への定住の

契機となることを目的とするもので、今回の補正では、短期的な移住の受け皿となる施設の整備に要する経費をお願いしております。

(6) ページをごらんください。

朝日町出身の辻和義さんから、朝日町の振興のために送られた寄附金を活用するため、朝日町まちづくり推進会に対する交付金をお願いしております。

3 款. 民生費、2 項. 児童福祉費、1 目. 児童福祉総務費では、県の補助制度の拡充に伴い、認可外保育施設等の児童、職員に対する健康診断費及び施設の安全対策費にかかわる補助の追加をお願いしております。また、平成15年に旧犬走保育所で発生した園児の事故に係る損害賠償金をお願いしております。

3 目. 児童福祉施設費では、本年5月に山内町の川口喜三郎さんから子どもたちの本の購入のために100万円の寄附金をいただきましたので、このうちの20万円を活用し、子育て総合支援センターの図書を購入することにいたしております。なお、川口喜三郎さんからの寄附金の活用については、今回の補正予算で小学校費に55万円、中学校費に25万円の図書購入費をお願いいたしておるところでございます。

(7) ページの6 款. 農林業費、1 項. 農業費、3 目. 農業振興費では、朝日町に建設が予定されておりますレモンガラス加工施設の整備等に対する補助金をお願いしております。

(8) ページの8 款. 土木費、4 項. 都市計画費、5 目. 緑化整備費では、白岩運動公園の階段に手すりを設置するための経費をお願いしております。

9 款. 消防費、1 項. 消防費、2 目. 非常備消防費では、消防団員113名分の退職報償金をお願いしております。

10 款. 教育費、1 項. 教育総務費、3 目. 学校教育総務費では、スクールソーシャルワーカー活用事業及び小・中連携教育実践研究事業に要する経費をお願いしております。スクールソーシャルワーカー活用事業は、問題を抱える児童・生徒及びその家族に支援を行うため、教育、社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、その活用方法等について調査研究を行うものでございます。小・中連携教育実践研究事業は、若木小学校、武内小学校及び武雄北中学校を対象として、小・中連携して学習指導、生徒指導の改善等に関し、実証的な研究を行うものでございます。

(9) ページの3 項. 小学校費、1 目. 学校管理費では、西川登小学校第5回卒業生の皆様からの寄附を活用して、西川登小学校に防犯のための品物を備えることにいたしております。

2 目. 教育振興費では、先ほど申しあげました川口さんからの御寄附のほか、オムロン武雄様からも小学校のために御寄附いただきましたので、図書を購入することにいたしております。

(10) ページの5 項. 社会教育費では、自治公民館建築費等補助金をお願いいたしておりますが、新築分では、武雄町永松及び東川登町西光寺地区の2カ所分の補助金のほか、改修8

カ所分にかかわる補助金をお願いいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として、県支出金504万5,000円、寄附金165万1,000円、繰入金6,000万円、諸収入4,129万4,000円を計上しております。

以上で平成20年度武雄市一般会計補正予算（第4回）についての補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第75号議案に対する質疑を開始いたします。質疑の通告がっております。

〔22番「議事進行」〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

質疑の通告をしておりますのは、6款1項3目、農業振興費に関して通告しております。

この件に関しては、利害関係を伴う議員の除斥が必要と思えますけれども、議長の判断によって質疑に入る前に、該当するのであればそれをお願いしたいということです。

○議長（杉原豊喜君）

22番議員の今の議事進行ですけど、予算は除斥の対象にならないということです。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

提案されております第75号議案の6款1項、農業費の3目、農業振興費、この件について質疑をしたいと思います。

1つは、農林水産業振興対策補助金交付要綱、これの資料をいただきましたけれども、平成18年3月1日から施行する。これは合併に伴うものですね。経過措置の中で、19年5月31日から施行し、19年度分までさかのぼると。この告知は平成20年2月12日からと。

そこで、この交付要綱の第1の質疑ですけれども、補助金交付に関する条例の第2条、この別表に補助金対象事業の例が載っておりますけれども、この中で合併前、合併後、そして20年2月12日から施行しとありますけれども、この中で農業振興関係の補助対象事業、この中でどういう変更があっているのか。変更があれば、前の分と新たに変更後の対象事業、これを出していただきたいと思えます。

2つ目には、きのう資料をお願いして、20年度のこの議案に伴う法人等々の資料をいただきました。法人の名称は、農事組合法人、武雄そだちレモングラスハッピーファーマーズ。この登記は済んでいて、役員がどうなっているのか、これを示していただきたい。これは構成員の中に代表理事1名、理事3名及び組合員1名と、合計5人となっております。

もう1つは、この2つ目です。この補助金交付要綱の中で、第6条、実績報告とあります。補助事業者は、当該事業の完了後30日以内または3月31日のいずれか早い日までに実績報告

書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。第6条との関係で、これから事業が始まるわけですが、まず何を基準に補助対象事業として、全体的にはこういうような農業振興の補助対象事業はあり得ますよね。それは私も理解しております。そうした上で今回の補助事業がどうかという点での質疑であります。

この法人が営利なのか非営利なのかという点です。これは地方自治法の第232条の2、寄附または補助の項についてどう規定されているかといいますと、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」、これは一般的に出ていますよね。そうしたことを判断する上で、公益上必要があるというふうに判断されているということが1つ。

もう1つは、公益法人というのは、目的として営利を目的としていないという規定もありますね。そういうことから、地方自治法の第232条の2に照らして、先ほど指摘しましたこの法人が営利なのか、非営利なのかということでもあります。

以上、まず質疑をし、答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

まず1点目でございますが、要綱の改正につきましては、第2条関係の別表の中で、事業の中身の入れかえの改正があったと思います。

それから役員ですが、お手元の資料で、4の構成員の中に代表理事1名、理事3名、組合員1名となっておりますが、これについてはお名前を言うんですか。（発言する者あり）

代表の理事につきましては、朝日町大字中野6731番地の山口七重様でございます。それから理事が3名ですが、同じく朝日町中野の岩永敏雄さんと、同じく大字中野の山口良広さんと、それから若木町大字本部の藤川昇さんでございます。それからあと1つ、組合員の1につきましては、山内町の久保孝男様が組合員ということでございます。

それから、第6条の実績報告の関係でございますが、これについては、当然ほかの農業振興関係で補助を出しておりますが、それと同様に営利か非営利か、これについては当然営利、収益を上げるための事業ということで考えています。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

回数に限られているのでどうしようかと思いましたが、別表が入れかえられていると。だから、私が質問したのは、どの部分がふえて、どの部分が減ったのか。そういう変更があれば、その事業対象名を明らかにしていただきたい。これが最初の質疑ですよ。変更があったかどうかという中身の問題です。どの部分がふえて、どの部分が減ったのかとい

うことです。

もう1つは、さっきの質疑で言いましたように、営利を目的とした法人に補助対象事業として、その事業対象になり得るのかと。もちろん、これは営利だろうということは、事業の目的や事業の種類等々上げられていますので、それは読めば、ああ、これは営利の関係だなとわかります。第232条の2にいう営利を目的としていない法人ということから見て、どうなのかということなんですよ。

それから、一番最初に除斥の件で言いましたけれども、この役員構成の中で、山口七重さんと山口良広さんというのは御夫婦の関係ですよ。ここははっきりさせておきたいというふうに思います。

だから、先ほど言いました別表の変更、事業の変更まで具体的に示していただかないとわかりません。

もう1つは、公益上必要であるという判断をされたその理由を出していただきたいと思います。

それからもう1つは、実績報告書、これは当然出しているということですが、6条に基づいて実績報告書を出さなければならないと。その実績報告書は出ていますかということなんです。答弁をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

今回の交付要綱につきましては、合併前の旧武雄市と、それから旧山内町にあった補助金の中身について、それを統合して新しく制度をつくったということで、事業の中身については変更はないということで聞いております。

それから、実績報告については、今から事業をするわけですから、今の段階で実績報告はございません。ただ、実績報告の様式につきましては、ほかの補助事業等に準じて、一応報告は求めたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

補助事業の対象となり得るのかということね。公益、営利を目的としたものに補助ができるのかと。

○前田営業部長（続）

補助事業の対象になるのかということですが、当然なり得ると考えております。

〔22番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

そちらで再質問しますと、あと立てませんので、議事進行で。

私が求めているのは、第232条の2に営利を目的とする法人に補助金を出すべきじゃないという規定があるけれども、先ほど確認しました、これは営利団体ですよ。この整合性はどうなんですか、あるいは根拠はどうなっておるんですかと。あなた方が判断した補助対象団体とすると。それは予算をつけているからわかりますよ。その根拠を示してほしいと。どうしてなのかと。この地方自治法でいう営利を目的としない団体になっていますので、補助対象はね。しかし、営利団体であっても補助対象として、この200万円予算組んでいるわけですから、その理由を明示していただきたいということです。

○議長（杉原豊喜君）

今の22番議員の議事進行についてですけど、営利を目的としない団体となっているということですけど、これに対して執行部の答弁、営業部長に答弁をさせます。

○前田営業部長〔登壇〕

今回の農事組合法人につきましては、農業協同組合法の中に定める中の一つの法人ということで、武雄市、それからよその地方自治体においても、いろんな補助金が出ております。そういうことで、今回の補助についても問題はないというふうに考えております。

〔30番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

私はこの件の質問者じゃございませんけど、聞いていて、ずっと気になる点があったから、これを的確に議長が指示していただくように議事進行をお願いします。

さっき実績報告書とありますけれども、今の答弁では、実績報告は実績がないから今報告はできんということですけど、もし実績報告されたときに実績がなかったときは、それじゃ補助金を返せということになるわけですか、返還。そこらのことは規定上どうなっているかですね。支給することには別にいろいろ言いませんけど、どうなのか。

それから、農業法人だからといって、いわゆる特定非営利事業何とかといって、NPOみたいに法人組織をつくった場合……

○議長（杉原豊喜君）

30番議員、議事進行ですよ。

○30番（谷口攝久君）（続）

いや、議事進行、そういうことについて明確な答弁をしてもらうように議事の計らいをお願いしますと言っているわけですよ。

○議長（杉原豊喜君）

私にですか。

○30番（谷口攝久君）（続）

はい。そういうことです。

○議長（杉原豊喜君）

慎重な審議をしてくれということと、報告書の……

○30番（谷口攝久君）（続）

私たちが聞いていますから、質問者だけじゃないから、それば言いよる。

○議長（杉原豊喜君）

答弁をきちっとしてくれということですね。はい、そういう申し入れを執行部にしておきます。

○30番（谷口攝久君）（続）

いや、答弁しっかりできとらんよ。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員（発言する者あり）静かにしてください。

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

すみません、今初めて聞くもので、いろいろ頭の中を整理しながらちょっと見たんですけども、眼鏡を持ってきてないので余り見えないんですが、つまり事業の方針として武雄市のレモングラスですか、武雄そだちレモングラス。これは一つの武雄市の観光として一生懸命されている。だから、そこをお願いする農業法人の——農業法人は何というんですか、農業法人はどこかな——をお願いする。それはそれであるかもわからんですけどね。ちゃんとそこを分けておかなければ、その金が、例えば、キュウリつくりに行ったり、いろいろ行っただけはおかしいわけですよ。だから、そこら辺が疑問だろうと思うんですよ。ちゃんとされているかどうか。されてなくて1個を仕入れたら、武雄そだちレモングラスをしたいということで、普及に対して金を出したと。しかし、それは一緒のグループであれば、農業法人何とかであれば、それがほかのところに金が利用されるということになったら何も意味ないわけですよ。そこら辺どうなんですか。そこをちゃんと話をすれば、当然できることなのか、できない状態なのか。そこをちゃんとしなければ、この問題についてはやはりおかしいということになると思いますけれども、私に対しての答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

先ほどの地方自治法の第232条の2の寄附または補助の件でございますが、ここにありますように、公益上必要がある場合については、寄附または補助することができるということでございますので、今回の事業については、公益上必要があるということで補助金を出すということでございます。

それから、実績報告と今さっきの黒岩議員の質問でございますが、お手元の資料の中に、2ページの中ほどに8の加工施設及び機械等の整備とありますが、今回の加工施設、それからいろんな乾燥機等の機械類、ここら辺を含めて1,327万円、これが初期投資でございますので、これに対しての補助をするということで、今回はこの1,327万円に対して、うちのほうの補助金交付要綱に基づいて支出をするということでございます。

ですから、先ほどの事業計画に照らして実績報告を見て、これに合致しているかどうかという判断で、実績の報告段階で判断をするということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

確認しておきますけれども、その機械、乾燥機ですか、乾燥機はレモングラスだけにしか使えないような機械なのかね。それがほかのところに利用されるのであれば、やっぱり大問題と思うんですね。だから、そこはちゃんとしている、そこが担保できるか。

私がさっき言うのは、一つの法人でしよるとにほかにも利用できる、利潤がほかのところに戻る。それだと絶対だめだと思うんですね。だから、そこは初めから非営利団体ならいいですけれども、そういう団体に金を出すときには、ちゃんとそこは明確でなからんばいかん。そしたら今、不採算部門であっても、レモングラスに対しての補助だとなりますけれども、その金がほかのところに使われる。つまり、機械を使ってほかのところに、ノリ乾燥機買って芋を乾燥させるようなものですかね。そういうことに使われれば大変なことですけど、それはないんですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

今回の事業につきましては、建物の加工処理施設と、それから事務所等をつくって、その中にそういう機械を据えつけますので、ほかの目的に使うことはないということで考えています。

〔29番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

今、たしか事務所の話がされたですね。先ほどは機械だけだったと思うんですよ。違うんですか。だから、機械を買うということだったから、レモングラスだけにしか使えない機械なのか、お茶乾燥、芋乾燥、知りませんが、そういう他にも使えるものだったらおかしいですよ。初めから法人が、ちゃんとしたNPOかなんかがあればいいですけども、

そうじゃない以上は、ちゃんとこれに充てるということでなければいけないと。今、事務所と言われたように思うんですけども、またふえたんですか。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行について明確な答弁を。執行部に答弁させます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

お手元の資料の2ページのほうで、事務所兼加工処理施設とありますが、この機械等につきましては、加工処理施設の中に配置をします。ただ、この乾燥機とかカッターにつきましては、レモングラス以外にも使えますが、今回の機械につきましては、レモングラスの加工のために使用をしていただくということで考えています。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今に関連することですけれども、まずその点と、それからほかにもう1つ聞きます。

1つは、レモングラスのいわゆる振興とか、そういうふうなために今度の予算を組んであるんでしょうけれども、レモングラスの生産はこの会社はしないんでしょう。何かほかやるんですか。説明書を見ると、資料に農業経営、当分の間、レモングラスの生産は行わないと書いてあるんですよ。行わないところに何でレモングラスの機械を据えついたりなんかするんですか。苗もレモングラスの生産でしょうもん。その点について説明してください。レモングラスのことをすること自体にどうこうじゃないんですよ。ですけれども、こういうふうなことできちんと事業の説明で、現状こうだと書いてあるとですね。さっきはレモングラスのためにすると。それが公益であるということでしたから、その答弁を聞いていると、そういうことでしたね。

もう1つは、事務所とかそういう機械を設置するためにするとしながら、当分の間せんと。当分の間せんなら機械も要らんわけでしょうから、そういう気がしたわけですけど、それについて説明をお願いして、予算が適切かどうかをお聞きしたいと思います。

それからもう1点、指定寄附金とか、費目存置とかと出ていますけど、部分的には165万円とか、いろいろ数字が3点ほどここに書いてありますけれども、さっきから議案の説明を聞いている中で、予算の執行と何かそぐわんようなところがあるから、それはどうかということでお聞きしますから、その点、注意して聞いてください。

というのは、例えば、寄附があったときに学校の施設をつくってほしいと。そのために予算が足りないということを聞いたから私は寄附をしますとあって、100万円寄附をしてもらいました。その寄附がもし市があと100万円予算を組んで200万円で作ろうとしたときに、100万円を寄附してあればよいですけども、一つの建物なら建物がどうしても3つ要るところが、3つ要る中で2つ分しか予算がないということで、2つの予算を計画してあった

と。そのときに絶対住民の方々とか子どものために3つの建物が要るんだというときに、1つ分をじゃあ寄附しましょうとって寄附があったとき、さっきの説明では2つ分の中に入れてしもうて、1つ分は市のほうは出さんで、1つ分と寄附の1つ分の2つしかつくらんと。計画どおりしかせんから、あと来た分について追加してつくるものではないということになれば、寄附する人がいないようになるわけですよ。だから、その点はどういうふうに説明をして予算を組んであるか、予算の組み方についてお尋ねをします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

まず、1点目でございますが、今回の農事組合法人につきましては、レモングラスの集荷、選別、出荷及び加工処理施設の建設をして加工業務を行うと。それから販売までですね。ですから、生産につきましては、2ページの一番上のほうにありますように、黒尾地区以下4地区のほうに苗を貸与して、そこで生産をしてもらうということで考えています。ここにありますが、全体の従事者が約30名でございます。あくまでも集荷をして、加工をして、販売をする業務がこの農事法人組合の業務ということでございます。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	13時57分
再	開	13時59分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで2時10分まで休憩をいたします。

休	憩	13時59分
再	開	14時11分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部より答弁を求めます。古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

谷口議員の質問に対しましてお答えをいたします。

当該事業に対しまして、今回、補助金交付要綱によりまして200万円の補助をするということにいたしておりますけど、その後、当該事業に対して指定寄附等があった場合、それをどういうふうな取り扱いをするかという御質問だと思いますけど、これは新たな補助金にするのか助成金にするのか、そこは補助金交付要綱を今から先、見直さなきゃいけないと思

ます。そういう面で、これから先どのような交付の仕方をしていくのか、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

もう1点、答弁をさせます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

先ほどの黒岩議員の質問に対して、乾燥機等の機械につきましては、今回のレモンガラスの加工専用の機械ということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、副市長の答弁につきましてはよくわかりました。

ただ、ちょっと1点ですよ、もう1つ気になる点——気になる点というとおかしいですけど、問題点があるような気がしたのは、例えば、今度の場合、予算に組んであるのに、当分の間、何かレモンガラスの生産は行わないとありますけれども、要するにこの加工とか、そういう総合的にする施設をつくった場合、例えば問屋さんが小売をしたりすると、生産者のほうになかなかいろいろとか、小売する人たちに抵抗があるというふうなこともあるわけですよ。だから、事業が非常にスムーズにいかんから、じゃあ小売はしませんよと、そのかわり卸だけはしますよというんなら、それも一つのやり方ですね。

ところが、当分の間ということになると、その次に小売をしたとかなったときに、それじゃ本当にその振興のために補助金が使われたかどうかというのが問題になってくる場合があるんですよ。

うなずいてあるからおわかりだと思いますけれども、そういう場合の処置の仕方がどうなるかということも考えて補助金はやっぱり出すべきじゃないかと。

そういう問題がなければ問題ないですけども、非常に大きいんですよ。例えば、卸団地をつくる時に卸だけになるから、そこで小売をしたら小売屋さんはつぶれてしまうから、卸団地をつくることに公費を出したときに問題があったとか、そういう事例も幾つもあるわけですよ。だから、出すことがいけないとは言いません。そういう方法だってあるんじゃないかということを知っています。お答えいただいて、そういうことありませんと言えばそれでいいわけですから、一応問題としてはそういう問題もあるということですね。

それからもう1点は、この工場に対して規模はもっと大きくしたいということになって、頑張っているからそれじゃ補助金なり、そういうものを出しましょうというとき、私はどんどんどんどん出してあげていいと思います。ところが、今の出し方の要領については、今ここでは、先ほどの答弁からすれば追加したものは出せんような形になっているから、法の改正でもして、適切に対応できるものはするということですから、それはそれでいいですよ。

やってもらったがよいと思います。そして、整合性を保つようにきちんとしてもらえればよいと思うんですよ。

ところが、もう1つ気になったのは、先ほどの関連で私が申し上げたのは、例えば、学校へ寄附をすると。なぜかというと、やっぱりグラウンドの整備とか大きなものだけでなく、例えば、じゃあ野球のユニホームが9人分しかない。しかし、頑張るのは、補欠もおるから頑張るんだと。補欠の分も5着欲しいというとき、市は、教育委員会は9着分の予算しか組んでいないと仮にした場合に、いや9着じゃかわいそうだから、あと5着分の補欠の子どもたちのためのユニホームを寄附しますと。寄附したとき、市役所のさきの答弁では、野球のユニホームを9着分しかつくらんから4着分だけ市が出して、寄附してもろうた5着分で9着分のユニホームをつくるという説明しかできんのですよ。それでいいんですか。

そういうことを運用するために、例えば、今のレモングラスという意味じゃないんですよ、いわゆるまちづくり交付金の中の取り扱いについて、いわばちょっと適切じゃない組合だと。それなら、正選手は一生懸命試合に出られるだけで、もう胸にユニホームを着ているわけですから。ところが、補欠はユニホームを着て本当に生きがいを感じるわけですから、そういう教育的効果もあるわけですよ。世の中、補欠ばかりですから。正選手にはぼろを着せてもいいわけですよ。そういうふうな感じで、胸に誇りを持ってするためには補欠の選手にやるユニホームのお金を正選手のユニホームに充てるというような条例の組み方、説明は私は適切じゃないと思いますよ。

ですから、そういう方法についてどうしたかということ、もう議長はそのことをわかってにっこりしてあったわけですけども、そういうことについて説明をもう少ししてほしいと思います。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

これから先、寄附をいただくこととなりますけど、これはすべて予算を通して支出をいたします。

その中で、適切な予算の組み方、そして適切な処置、それを議会にお諮りをするようになりますので、その都度、説明をしていきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

谷口議員のほうで言ってもらえるかなと思ったんですけども、ここの1ページに「当分の間、ハッピーファーマーズはレモングラスの生産は行わない。」と書いてあったもので、そのもとになる数字は機械とか建物とか、そういうのかなと思ったら、その設備資金のどこ

ろに苗の購入とか書いてあるわけですよ。だから、苗を購入するということは生産をすることじゃないかなと。ここに書いてあるのは、貸与を行いと書いてあるからですよ、貸与を行って生産を頼むのも生産ではないかなというふうに思うんですけども、これは単に苗の貸し出しなのですかね。それは貸し出し賃をもらうようになるんですかね。その辺がちょっとよくわからないということが1点ですね。

それともう1点は、このレモングラスの加工場が唯一の加工場となると思いますけれども、ちょっとそこにすれば割高だから自分たちも加工場をつくろうといったときは、似たような種類でも4分の1であればどこでもたくさんできるのか、その辺についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

今回の法人につきましては、法人の登記の中では農業生産もできるという事業がございます。

ただ、今回の「当分の間」と言いますのは、生産につきましては2ページのほうにありますように、4地区のほうに生産を、苗を貸与してつくってもらおうということで、レモングラスの販売のルート等で、もう腹いっぱいつくっても売れない可能性もございますので、一応、このハッピーファーマーズが苗の貸与をして、調整をしながら製品をつくっていくということで考えています。

そういうことで、生産については2ページにありますように、当分の間、この4地区に1万9,600平米で20年度は生産をしてもらうということでございます。

それから、ほかにこういう事業があればということで、これについては要綱の中で決まっております。そういうことで、今までの実績でいけばお茶の生産とか、あるいはゴーヤとか花卉とか、この対象、交付要綱にのっとれば補助はあるということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

結局、構成経営者というのは、この組合の構成員でしょう。別にこの組合の構成員に頼むか頼まんかはまた別の話であって、それはいいとして、結局はこの会社が苗を渡してかわりに生産してもらうということですよ。だから、生産をしないじゃなくて、生産はするんじゃないですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

生産はあくまでも委託の形でしまして、できたレモングラスの葉っぱ、茎を含めて、それ

をこの法人が買い取るということになります。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

関連してレモングラスの件ですけれども、第1点目に、第232条の2の件で公益上必要がある場合の問題についてお聞きしたいと思います。

執行側として、公益上必要があるという判断をしたという答弁でした。この本によりますと、実例という欄で公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会である。が、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、自由にやっていいということではない。客観的にも公益上必要であると認められなければならない。いわゆる客観的なことですよね。

私が目につくのは、この客観的に、いわゆる市民レベル、あるいは議会レベルでこれは公益上必要だと、執行権者は公益上必要だと認めると、必要があるからという答弁でしたけれども、ここにありますように、広く市民が、また農民がやはり自然を相手にして、いろんな農作物を、本当に汗を垂らしてこのレモングラスだけではなく、武雄市内でもさまざまな農産物の生産に努力をされているわけです。

私はそういう意味で、本当に長及び議会がこの公益上必要であるかどうかをやはり客観的に合意する点がなければ、この200万円を支出する根拠は私はないと。そこでもう1点、この件についてどう認識なのか、お尋ねします。

もう1点は、公益上必要だという問題で農業協同組合法の中の一つだと申されました。農業協同組合法を盾に言われるならば、じゃあ農業協同組合、いわゆる今、農業をやる上で推進、発展、指導、援助、やはり農家の支えは農協です。もちろん農協だけではありませんけれども、個人で、農協とは別ルートで生産から販売からやっている、加工も含めてやっている人はたくさんいらっしゃいますが、農業協同組合法を言われました。

そういうときに、このレモングラスについて、市長は武雄市の攻めの農業の一つだという形で推進されております。全くそういう意味では、農協の皆さんとのパイプはないんではないかなと思いますが、その辺の横の連絡体制を含めて、その辺の絡みはどのように連携プレーをされているのか、一つの方向としてお尋ねしておきたいと思いますが、この農業協同組合法を盾に言われましたけれども、ここにレモングラスを推進する体制も含めて、これは全く農協は知らないんじゃないかなと。

この間、市長は攻めの農政でレモングラスの問題を取り上げて言われておりますけれども、まさに執行側が推進されていると。そのため、庁内にレモングラス課長までつくって、この専属でやられる人が3名いらっしゃると。農政係から1人、いわゆる非常勤的な形で参加されて4人体制だと、3.5人体制でしょうか。これは年間、平成20年度の人件費は幾らになる

か出していただきたいと思います。

そういう意味では、やはり農家の皆さんが汗水垂らして頑張っている、チンゲンサイ農家の皆さんもそうですが、本当に農協の指導とあわせて頑張っているわけですが、行政がそれだけおんぶにだっこされているこのレモンガラスの問題で、先ほど農業協同組合法を盾に言われました。そういう意味では、非常に私、違和感を感じましたので、根拠をもっと正確にお示してください。

3点申し上げましたけれども、御答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

自治法の第232条の2の件につきましては、公益上必要があるということで今回予算を提案しております。

それから、農事組合法人についてでございますが、これにつきましては農業協同組合法の規定に基づいて設立される組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その共同の利益を増進することを目的とする法人ということで、この農事組合法人というのはいろんなところでこの名称を使うということで規定をされております。

それと、あと農協との関係でございますが、今の段階ではまだ協議はありませんが、今後、販売ルートを拡大する中で農協を通じて販売するか、そういう協議については今後予定をしております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔23番「人件費は」〕

人件費の1つ。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

人件費でございますが、20年度の4月からは3名の職員がおります。

ただ、3名の職員がおりますが、レモンガラスだけじゃなくて、今後、イノシシの加工処理施設の建設、販売ルートの拡大、それから観光、農林商工との連携でいろんな特産品の販売、そこら辺についても業務を担当するというので、金額については今ここに手持ちはございません。

〔23番「委員会を出してください」〕

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。分割付託区分はお手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第8．第76号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第76号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について補足説明申し上げます。

平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の1ページでございます。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,730万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書で御説明いたします。

まず歳入ですが、(3)ページをお開きください。

6款．県支出金、1節．県財政調整交付金で28万円交付されるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

(4)ページでございます。

8款．保健事業費、18節．備品購入費で特定保健指導用パソコン購入費10万円を計上いたしております。

19節．負担金補助及び交付金では、佐賀保健指導支援ステーション事業運営費負担金18万円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第76号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第9．第77号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第77号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、景観条例が今年7月に施行されますが、それに伴いまして市民の景観意識の醸成を目的として景観形成支援事業を創設し、住民団体等が景観形成に寄与する事業を行

った場合にまちづくり交付金を活用した補助金を交付するための補正でございます。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,370万4,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算説明書(3)ページ、歳入から御説明いたします。

1款1項1目、土地区画整理費国庫補助金は、まちづくり交付金を28万円計上させていただいております。補助率は40%でございます。

次に、(4)ページ、歳出でございますが、1款1項1目19節の負担金補助及び交付金に70万円を計上させていただいております。これは、住民団体等が行う統一的なサイン設置や花木の植栽等に対し、景観形成に資すると認めた場合に補助しようと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第77号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10、第78号議案 西川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

それでは、第78号議案 西川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

議案のその2、1ページでございます。

この議案は、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要でございます。

この議案に議案資料というのをつけておりますので、そちらのほうで御説明申し上げます。11ページであります。

議案資料11ページ中段に工事に関する事項を記載いたしております。

工事の概要といたしましては、校舎、これは特別教室、管理棟でございます。この改築工事。これは鉄筋コンクリートづくり3階建てで、延べ床面積が1,299.08平方メートルであります。

次に、給食室改築工事です。鉄骨づくり平屋建て、床面積148.29平方メートル。

機械室改築工事、木造平屋建て、床面積57.96平方メートル。

プール更衣室改築工事、木造平屋建て、床面積139.12平方メートルであります。

議案のほうに戻っていただきまして、契約の金額でございますが、3億555万円であります。

工期につきましては、議決をいただいた日の翌日から平成21年3月17日までの9カ月間を予定いたしております。

契約の方法であります。指名競争入札による契約でございます。これは、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を6月2日に行い、6月6日付で仮契約を行っているということでございます。

契約の相手方につきましては、五光・栗原建設共同企業体でございます。

次に、議案資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

当該西川登小学校の校舎・給食室の改築工事の概要につきましては、先ほど申し上げましたが、1ページ以下に配置図、平面図、立面図等を10ページにわたって記載をいたしておりますので、御参照いただきたいというふうに思います。

次に、11ページでございますが、入札参加資格申請及び受け付けの期間、方法等の告示につきまして、写しを添付いたしております。

次に、13ページでは入札参加資格申請受付簿をつけておりまして、13ページをごらんいただきたいと思っております。

入札参加資格の申請を行った共同企業体といたしまして、本山・増田建設共同企業体、松尾・木下建設共同企業体、橋口・高木建設共同企業体、それから落札をいたしました五光・栗原建設共同企業体ということでございます。

次の14ページでございます。

入札予定・結果表ということで、入札の結果につきまして記載をいたしております。

最後に15ページでございますが、建設工事の請負仮契約書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいというふうに思います。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第78号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、第78号議案で資料をお願いしておりましたので、その説明をいただきたいんですけども、もともと義務教育、小学校、中学校建設に当たっては、私、一番最初、議員になったころは10分の8が補助の基準でした。これがずうっと行革の名のもとに減らされて、10分の6になり、10分の5になり、そういう経過がありますので、きょう出していただいたこの議案資料、特に超過負担を見る場合に面積差、単価差、そういった意味では特別教室、この特別教室を認めるとか認めないとか、しかし、ずうっと将来を考えた場合にこの特別教室は必

要だと。市独自の判断が加わってきますね。そういったことの超過負担、国との関係で言いますと、そういうふうには超過負担と一般財源を投入しなきゃならんということが出てきます。

そういうことからこの資料をお願いしたんですけども、この資料についての説明をお願いしたい。総額どれぐらい超過負担が出てくるのか。国の基準に対して超過負担がどの程度なのか、お願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	14時40分
再	開	14時42分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

それでは、ただいまお手元にお配りしました西川登小学校の校舎・給食室改築工事の国の補助単価等々につきまして御説明を申し上げたいというふうに思います。

御指摘のように、従来から実施の面積、あるいは実施の単価と比べまして、国庫補助の面積、それから単価につきましては相当低いということで、超過負担等があつておつたのは御指摘のとおりでございます。

現在におきましても、ここの1番の面積・単価差についてのところに記載をいたしておりますとおおり、実施面積につきましても、例えば、上段の校舎で言いますと1,268平方メートルでございますが、その3つ右のほうの補助対象面積につきましては1,102平方メートルということで、面積にいたしまして166平方メートル対象になっていないということになります。

給食室につきましても同様に、148平方メートルが96平方メートルということで、52平方メートルが対象になっていないということになります。

一方、現在では起債の充当率が合併特例債を使用しているという関係もございまして、その対象になっていない面積差、単価差の部分につきましても合併特例債の対象になっているということでございますので、実質的には補助裏の分の95%に市債の発行ができるということになっておりまして、下のほうの2番、歳入歳出計画の校舎のところを見ていただきますと、市債が2億1,300万円というふうになっております。これは、総事業費から補助金を差し引いた残りに95%を掛けた残りが2億1,300万円ということになりまして、一般財源につきましては、この5%相当ですので1,121万7,000円ということで非常に少なくはなっております。

御指摘いただきました面積差、単価差については確かにあるわけでございますけれども、

実質的にはその分が合併特例債を借ることによりまして交付税措置等々が充実をしましてまいりますので、結果といたしまして市の持ち出しが随分少なくなっているということで考えております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、合併特例債で95%、起債対象ですね。実際には、その後残る5%と95%の7割、これが合併特例債で国が援助しますよと——援助と言えばおかしいけれども、どう言うのかな、算入しますよと。その35%が市単独の負担になってきますよね。起債の充当率が95%と有利に見えますけれども、国が交付するのはその70%ですよ、ずっと起債返還に当たってはね。5%で済むようなことを言われましたけれども、実際には将来の負担を考えていきますと35%ですよ。そうすると1,121万7,000円では済まないでしょう。そこを正しく言わないと、ああ、これだけで済むのかと誤解を招きますので、それと将来見込んだ35%の負担もあわせて出させていただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

それでは、合併特例債につきまして、きちんと御説明をしたいというふうに思います。

合併特例債につきましては、対象経費の95%を借り入れることができるということで、事業年度に5%の一般財源が必要になってくるということでございます。起債借り入れの償還金につきましては、交付税に70%算入をされますので、残る30%が市の財源で支出をする必要が出てくるということになります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。永尾山内支所長

○永尾山内支所長〔登壇〕

報告第2号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の27ページでございます。

この件につきましては、市道水尾労住1号線における事故に係る損害賠償額について、平成20年6月2日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成19年10月26日午後4時30分ごろ、山内町大字宮野の市道水尾労住1号線の道路横断側溝ふたが破損していたために武雄市在住の50歳代男性が散歩中に側溝に足を入り込ませ、骨折されたものであります。

過失割合につきましては、武雄市が20%、相手方が80%であり、損害賠償額は7万5,370円でございます。

賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から全額補てんされるものでございます。

なお、今後このようなことがないように道路の維持管理にさらに努めてまいりたいと思います。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第2号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第2号は、法令の規定に基づき報告されたものであります。この程度にしたいと思えます。

日程第12. 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第3号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

この件につきましては、市営住宅の維持管理上の瑕疵を起因とした事故に対する損害賠償額について、平成20年6月2日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成20年4月21日午後7時30分ごろ、武雄市朝日町大字廿久2801番地の朝日住宅において、T3棟の配電盤のブレーカーが経年劣化により基盤が腐食し、接触不良を起こしたために異常電流が流れてしまい、T3棟の20号にお住まいの釘本義幸さんが所有する電化製品のテレビ、あるいはエアコン等が故障してしまったものであります。

朝日住宅T3棟には4世帯あり、そのうちの2世帯に異常電流が流れ、電化製品が故障してしまいました。

損害賠償額は、テレビやエアコン等の修理に係る費用の7万8,330円で、この賠償金につ

きましては、A I U保険会社の賠償責任保険から全額支払われるものでございます。

今後このようなことがないよう、十分維持管理には努めたいと考えております。よろしく
お願いいたします。

以上、報告です。

○議長（杉原豊喜君）

報告第3号に対する質疑を開始いたします。28番富永議員

○28番（富永起雄君）〔登壇〕

賠償の条件はわかりましたけど、朝日住宅は古い住宅ですかね。そしたら、何年ぐらいたったとですか。

それと、その配電盤があちこちずっとまだあるとでしょう。その辺の点検とかなんかをもうしんさったかなと、それをちょっと聞きたいです。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

この朝日住宅T3棟につきましては、昭和48年の建築でございます。

それと、御質問の点検でございますが、この事故後、全棟について点検をいたしました。

〔28番「はい、わかりました」〕

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

報告第3号は、法令の規定に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思えます。

日程第13. 報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第4号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

この件につきましては、先ほど報告いたしました内容と同様で、市営住宅の維持管理上の瑕疵を起因とした事故に対する損害賠償額について専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、先ほどの報告と同様、朝日住宅第22号にお住まいの小川美津子さんのテレビ、エアコンについて修理費用11万5,815円であります。

この賠償金につきましても、保険のほうから全額支払われるものでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

報告第4号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第4号は、法令の規定に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第14. 報告第5号 平成19年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

報告第5号 平成19年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告について補足説明を申し上げます。

これは継続費に係る事業の繰り越しが必要となりましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

議案書の31ページをごらんください。

平成19年度予算において継続費の議決をいただきました朝日小学校グラウンド整備事業については、事業費総額を9,500万円とし、平成19年度から平成20年度までの2カ年の継続事業といたしております。

平成19年度において、第1期発注工事に対する前払金相当額を支出した結果、年割額2,120万円に対し1,710万円の執行となりましたので、その差額410万円を平成20年度に繰り越して使用するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第5号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第5号は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第15. 報告第6号 平成19年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

報告第6号 平成19年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明を申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2号の規定に基づき、平成19年度予算において繰越明許費の議決をいただきました事業の繰り越し状況について御報告するものでございます。

議案書33ページをごらんください。

ここに掲げております事業については、それぞれ平成20年度に繰り越しております。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費で地域介護・福祉空間整備等事業補助金3,500万円を繰

り越しております。これは、東川登町の社会福祉法人誠和福祉会により西川登町において現在建設が進められています地域密着型介護保険施設の整備に対する補助金で、6月下旬に事業の完了を予定しているところでございます。

2項. 児童福祉費の朝日統合保育園施設整備事業補助金につきましては、1億3,962万円を繰り越しております。来年2月下旬に事業の完了を予定しているところでございます。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費の市道東道線道路改良事業においては、5,098万円を繰り越し、5月に事業を完了しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第6号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第6号は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思えます。

日程第16. 報告第7号 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第7号 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

繰越明許費の内容としましては、公共下水道の終末処理場建設工事委託料及び管渠布設工事費でございます。

繰り越し理由でございますが、終末処理場につきましては日本下水道事業団に工事委託をし、汚泥処理棟建設と場内整備を計画しておりましたが、平成19年度に建築基準法が改正され、耐震設計の見直しが必要になりました。よって、年度内完了が見込めなくなったこと、また、管渠布設工事につきましては本町地区の枝線管渠工事でございますが、本地区は商店街でございますので、布設後の舗装復旧を仮復旧した後、本復旧まで年度内完了を予定しておりましたが、地盤が悪く、自然転圧の期間が必要になり、年度内完了が見込めなかったことから、委託料600万円、工事請負費520万円、事務費として30万円、計1,150万円を繰り越したものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第7号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第7号は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第17. 報告第8号 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第8号 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法第146条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

繰越明許の内容としましては、まちなか広場関連の浄化槽解体工事と市道2路線の舗装改良工事、3件の建物移転補償費と事務費でございます。

繰り越しの理由でございますが、浄化槽解体工事につきましては、JRとの協議により2月17日の高架切りかえ後の着工となったこと、舗装改良工事につきましては、市道平原梅林線及び市道明神馬場線でございますが、競輪開催日との調整により工事期間が十分にとれなかったこと、また、建物移転につきましては契約までに不測の日数を要したこと、以上のことから年度内完了が見込めなくなりましたので、工事費2,676万9,900円、補償費2,437万1,600円、事務費として10万8,500円、計5,125万円を繰り越したものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第8号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第8号は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第18. 報告第9号 平成19年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

報告第9号 平成19年度武雄市土地開発公社事業報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

この事業報告及び決算につきましては、去る5月22日の土地開発公社理事会において御承認を受けたものでございます。

それでは、1ページの平成19年度事業報告から御説明申し上げます。

初めに、1の土地の取得及び工事についてでございます。

公共事業用地、公共事業代替用地ともに取得はございません。

工事費では25万950円となっております。

内容につきましては、備考をごらんください。

続きまして、2の土地の処分・附帯等事業についてでございます。

公有地処分事業では武雄温泉保養村など2件でございます、売り渡し面積1万6,942平米、売り渡し金額が1億3,922万2,676円となっております。

附帯等事業収益といたしましては、清本鉄工所跡地駐車場収入などで2,083万9,816円となっております。

次に、2ページの理事会開催状況、事務局の構成、庶務に関する事項、3ページの役員名簿でございますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページの決算報告について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の部では、第1款. 事業収益と第2款. 事業外収益、合わせて決算額で1億6,018万6,279円となっております。

支出の部では、第1款. 事業原価、第2款. 一般管理費、第3款. 事業外費用、第4款. 予備費、合わせて1億6,012万9,575円となっております。

収益的収入支出の差額が5万6,704円となり、平成19年度の経常利益となっております。

続きまして、5ページの資本的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款. 資本的収入で決算額が17億2,745万5,000円、支出の部では18億8,739万9,063円となっております。

次に、7ページから9ページは決算報告の明細となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、10ページの損益計算書について御説明申し上げます。

初めに、事業収益でございます。

公有地取得事業収益と附帯等事業収益、合わせまして1億6,006万2,492円となっております。

次に、事業原価が公有地取得事業原価と附帯等事業原価を合わせまして1億6,001万9,165円となっており、差し引き事業利益は4万3,327円となっております。

次に、一般管理費が11万410円で、これを差し引いた事業総利益はマイナス6万7,083円となっております。

続きまして、事業外収益が12万3,787円ございますので、これを加えますと経常利益は5万6,704円になります。当期純利益も同額でございます。

財産目録については、説明を省略させていただきます。

続きまして、11ページの貸借対照表につきまして御説明申し上げます。

資産の部では、流動資産の合計17億5,440万8,593円、固定資産の合計356万4,092円、資産合計で17億5,797万2,685円となっております。

次に、負債の部では流動負債の17億2,857万8,952円となっております。

資本の部で基本金300万円、準備金は前期繰越準備金2,633万7,029円に当期純利益が加算され、2,639万3,733円となりまして、資本合計で2,939万3,733円、負債・資本合計で17億5,797万2,685円となっております。

12ページ以降の公有用地明細表及び各明細表等については、説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第9号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第9号は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第19. 報告第10号 平成19年度財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

報告第10号 平成19年度財団法人武雄市体育協会事業報告について御報告を申し上げます。

地方自治法の規定に基づきまして、武雄市体育協会から事業報告書が提出をされましたので、御報告をするものでございます。

別紙でございますが、事業の概要につきましては1ページ、2ページに記載をいたしておりまして、19年度におきましては、従来の財団法人武雄市体育協会、それから北方町体育協会、山内町体育協会が平成19年10月1日に統合されたということでございます。

次の事業報告につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。

19年度の事業につきまして記載をいたしております。

次に、4ページ、5ページでございますが、まず4ページに収入のほうに記載をいたしております。これは武雄市からの補助金、それから管理運営委託料、事業収入等々を含めまして、合計で4,098万7,158円ということになっております。

右側の支出の部でございますが、管理費、事業費等で合計の3,901万4,852円でございます。

差し引いた残りの197万2,306円につきましては、20年度へ繰り越しということでございます。

以下、次のページ以下に貸借対照表等をつけておりますので、御参照いただきたいと思いますふうに思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

報告第10号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第10号は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第20. 請願第1号 『後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書』提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

請願第1号について趣旨説明を行います。

お年寄りいじめで血も涙もなく、世界に例のない前代未聞の後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきだと思います。

以上の趣旨をもって請願を提出するものであります。どうかよろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第21. 請願第2号 『農業振興の基礎となる基幹施設の整備等に関する意見書』提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。山口良広議員

○9番（山口良広君）〔登壇〕

請願第2号 『農業振興の基礎となる基幹施設の整備等に関する意見書』提出に関する請願に対して説明します。

各種の農業用水のことです。これに対して国営とか土地改良区でつくっております繁昌ダム、庭木ダム等があります。県営ダムがあります。そして、国営事業で行われております嘉瀬川ダム等が農業用水として使われております。それらの問題を今現在、行政改革ということで地方分権の旗印のもと、大規模な事業までが県に委託されようとしています。それで本当にいいのでしょうかということでの提案です。食料政策は大事な国の政策ですので、皆様よろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

一番大事なことですけれども、今、政府が進める行政改革に反対という立場ですか、質疑します。

○議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

○9番（山口良広君）〔登壇〕

私の場合は、この農業問題に関しての反対です。

農業というものは、食料政策は国の責任でしっかりしてもらわないと。中途半端なビジョンでやられますと、国の食料というものは中途半端な事業では食料自給率のアップどころじゃなく、困るのは国民だと思っています。

そういうことで、農業の政策に対しては国、県としっかりした分担があってこそその政策だと思つての意見です。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

農業は聖域ということですね。

〔9番「はい、そういうことです」〕

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第22. 請願第3号 『教育予算の拡充を求める意見書』に関する請願についてを議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

請願第3号ですけれども、『教育予算の拡充を求める意見書』に関する請願の趣旨説明をいたします。

お手元に請願の趣旨を配付いただいておりますけれども、教育施設は未来への先行投資であり、社会の基盤づくりに極めて重要です。

ところが、最近の財政危機の折の中、大変、地方においても財政が厳しいということで制限条項がふえています。

しかし、いずれにしても教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させるということが必要なため、請願をいたす予定でございます。御審議よろしく願ひいたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

先ほど農業に対しては聖域だと言われましたけれども、このことを出すということは、教育問題だけは聖域という同じ考えなんではないでしょうか、お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

5番大川内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

今の国を含めて、税源移譲とか特定財源とか一般財源とかでやられています。そういう中で、この教育問題、教育予算につきましては、前回も御質問がございました。確かに、教育における平等とか地域差を起ささないという状況のもとで、やっぱりこの分につきましては、国の一定の中で、国庫で負担をしていくということで、その法に基づいてより教育の均等を図ろうという趣旨で国庫負担制度のこの確立を要望するものでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔29番「聖域かどうかは答えてない」〕

答えてないと。聖域と考えているかと。

○5番（大河内 智君）（続）

ですから、そういう意味ではこの教育制度は特定財源として、聖域的なものとして御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第23. 請願第4号 武雄市民病院の存続を求める請願についてを議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

武雄市民病院の存続を求める請願の趣旨説明をいたしたいと思います。

この請願書は、市民の命綱である市民病院をぜひ存続してほしいという願いを込めた8,830名の方々の、代表者は今回、有田峰次郎様という方で、武雄市朝日町の方でございませけれども、とにかく本当に武雄市民病院の存続を求める切ない皆さんの気持ちを、8,830名の方々を代表し、紹介議員として、今回私、それから江原議員、平野議員、富永議員、吉原議員、宮本議員、小柳議員、大河内議員、前田議員、この紹介議員を代表しての趣旨説明をいたしたいと思います。

請願文書表に記載してありますように、とにかく市民の健康と生命を守ってきた武雄市民病院が、今、永遠に消え去ろうとしています。そういう心配をした請願者の気持ちでございます。

去る5月30日の議会における審議の問題、そしてまた、国から移譲を受けた後、市民と地

元医師会と緊密な連携と信頼間のもとに運営され、市民の健康と安全をはぐくんできた市民病院が、本当に域内唯一の自治体病院というものが今回なくなろうとしている。そういう問題に対して、それに対する市民の憂いと憤りがこの請願になってあらわれているというふうに私たちは理解し、紹介議員となりました。

どうかこの請願の趣旨であります本件関連の執行、いわゆる現在審査中のものがございませぬけれども、そういうものを一時停止しても、白紙撤回の上で手順を踏んで、広く市民の気持ちを酌んだ問題の解決を図ってほしいということと、それからもう1つ、武雄市民病院を存続させていただいて、地域医療を拡充してほしいという2つの項目について、議会が意見を付して執行部に申し上げてほしいということを期待する請願書でございます。

以上の趣旨を御理解いただきまして、とにかく現在8,830人、さきに市長に対して提出されました1万5,815名の署名と合計いたしますと、優に2万4,645名のそういう気持ちというもの、この請願の趣旨の中に凝縮されているということをお理解いただきまして、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、説明されたようにも見えますし、されていないようにも見えますので、重ねて聞きませぬけれども、存続するのは市民病院なのか、医療の存続なのかという観点から聞きたいというのが1つですね。

もう1つは、大先輩ですので聞いてみたいのは、議決の重みと申しますか、1つの議決、もちろん一事不再議とは言いませんよ。違いますからね、5月30日は。しかし、5月30日に決まってから、そして今、動いているわけですね。今この状態ですね。1つの動きがあっている。だから、その賛否両論はありましたよ。しかし、1つの方向が決まった議決の重みがこのこととどう考えられるかですよね。関係ないと考えられるのか、関係あると考えられるのか、この2つに1つでございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お答え申し上げます。

まず、先日議決されました関連議案につきましては、非常に重大な重みを持っていますし、そのことについては、効力とかなんとかはいろいろ云々するものではございません。それは厳粛に議会の議決として進められていくことについては十分わかります。

だからこそ、何とかしてそのことを、市民の気持ちとしては、とりあえずまず停止をしていただいて、そして、何とかして市民病院として存続する方法、いわゆる公立病院として存

続を願うということで、その後に出された請願でございます。そういう意味から、要するに議決後に、もう市民がこれじゃいかんと、ぜひ何とかしてほしいという強い願いが2万何千人という気持ちであらわれてきたというふうに御理解いただきたいと思うわけでございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番議員、存続させるのは市民医療か市民病院か。

○30番（谷口攝久君）（続）

もう命がけで話しているものですから、答弁がちょっと漏れましたけれども、実は、市民病院として存続するということは、医療の問題についても、ここに書いてありますように、市民病院を存続させて、なおかつ地域医療を充実させるということですから、両方含んでおります。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

答弁が逆になりましたので、後のほうから聞きたいと思えますけど、やはり一事不再理という大きな議員に課せられるものがあるわけですよ。だから、最も言いやすいのは、例えば議員歳費なり反対しますね。反対しても、やっぱり通ればもらえますよね、普通ね。これが、やっぱり議論はするけど、結果が出ればそれに従うというのが一時不再理です。裁判用語じゃ一時不再理ですね。議会では1会期に限り一時不再議ですよ。

だから、今おっしゃったのは、市民の気持ちはわかりますね。それは市民いろいろおられると思うんですね。存続については言いました。簡潔に言いますと、紹介議員として、議員として市民の気持ち今言われましたから、議員としてどうなのかという意味が1つですね、紹介議員ね。

それともう1つは、やっぱり市民病院存続、医療の存続、この違いがやっぱり今の答弁でわかりませんので、よければもう少しこう、違いがわかればなお結構だと思いますので、一緒だと言われればそれでいいですけども、答弁を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お答えをいたします。

議会で議決されたこと自体を否定するものではございません。議決された後、やはりこれではいかんと、何とかしてその議決されて進行している状況というのを一たんとめてでも、本当に市民の方々が納得できるように、そしてまた、その問題の本質をきちっと十分に市民全体が理解できるように、議会としてもその努力は必要であろうと私は思いますし、紹介議

員としては、そういう市民の声がありましたから、その声が請願という形で出ましたから紹介議員になったわけでございますので、その点をおわかりいただきたいと思います。

もう1つは、要するに市民病院は公立病院としての大きな役割を持っていたわけですが、今の医療制度の充実は、民間への移管ということで今形としては動いているようになっておりますけれども、民間の病院でなし得ない、当然、いわば不採算部門という表現はおかしゅうございますけれども、そういったような救急医療を含めました、そういう問題をもっときちっとした形の中で、今まで以上に充実した市民病院にしてもらおうと、そういうふうな観点から、市民病院を存続し、なお拡充していただきたいという願いを込めた市民の気持ちでございますので、紹介議員となったわけでございます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

総務委員会にかかりますので、もう3回でやめたいと思いますけれども、結局、医師会の皆さんと協力といいますけれども、医師会の皆さんは民間でしょう、民間の方ですね。民間の方でもできるんですよ。

それともう1つは、市民の皆さんばかりですよ。しかし、紹介議員の皆さん方が積極的に署名に回られたんじゃないですか。違うんですか。その実態はないんですか。お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の質問でございますけれども、市民の方々がすべてを自主的にされたというわけじゃなくて、事情がおわかりにならない方には十分私たちは説明して回りました。それはおかしいですか。

〔29番「さっきと違いますからね」〕

違いますよ。市民の方々の気持ちをです。

〔29番「質疑で私言いましたから、今言われたのは市民が来られたから紹介したというのは、それは違うでしょうということ」〕

手順としてのことを申し上げているわけですよ。紹介議員になるためには、市民の方々の請願が出てきたときに、請願を見て紹介議員になるかならんを決めて、私たちはもう胸を張って紹介議員になったわけですから、何もおかしいことはないと思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議会活動においては谷口議員は大先輩でありますので、思い出していただきたいんですけども、昭和46年に私この傍聴席におりましたけれども、報酬等審議会が議員の報酬、特別職の報酬について答申されたんですよね。それに対して執行部が提案したのは、それに何%か上乘せして、答申額よりも上乘せして条例として提案されました。それでこれは通ったんですよね。それに対して市民の側が、何で答申どおりにしないのかということで、直接請求権、臨時議会を求めてもう一回再審議してほしいということで、住民の側が、あれは50分の1の署名を集めて、選管管理のもとに50分の1の署名を集めて、それで議会が再度開かれたという経緯があります。

ですから、市民の側には、国民の側には請願権がありますし、直接請求権をもって一度決められた条例も再度審議していただくという権利も残されているわけですね。そういうことでは谷口議員は先輩ですので、その当時、昭和46年だったと思いますけれども、そういうこととの関係で私も勉強したいと思いますので、一事不再議というのはどういう関係なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

もう私が申し上げるまでもなく皆さん御存じの方ばかりと思いますけれども、問題が議会で決まったからといって、それが決まったことについて否定するわけじゃないんですよ。ですけども、その決定したものが住民の求めるもの、あるいは、例えばそういうものに対して賛否があり、改めて提起された場合については、特にそれは論議する必要があるわけです。ただ、議案として、一般の市民の方々が、自分が議案を提出するという表現はできませんので、請願とか直接請求とか、法律は本当に住民の方々の気持ちをきちんと酌んでやるのが政治だという観点から、そういう法が制定されているわけですから、適法に住民の声がこういうふうな形で出たと。それをどういうふうに慎重に愛情を持って論議してもらえるかが議会の問題だということで紹介議員になったわけでございます。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

私もこの請願というのをつぶさに読ませていただきました。文脈は大変迷文というか、迷うほうの文章でございまして、ちょっと内容的に極めて抽象的、観念的な文章でありますので、具体的にちょっとお聞きをしたいのでありますが、実は市民の命綱である市民病院をという話であります。その後に、「ただ同然」で特定の民間医療機関に売り飛ばす内容であり」ということで、これは暴挙であり、許される所業ではないという話であります。

そして、私はここで、黒岩議員も質疑されましたので、もういいかなというふうに思っ

いたんですが、じゃあ市民病院と民間病院、民間の医療機関の違いというのは一体何なのでしょう。それは具体的に法律的に規定をされればいいんですけども、医療法上、大体どういう違いがあるのか。同じ医療機関であり、同じ目的を持っているはずであって、ただ、経営形態が市営でやっているのか、あるいは法人でやっているのかという違いがあるだけであって、病院そのものの使命というのは、国立だろうが、県立だろうが、市立だろうが、一切かわりはないわけでありますね。そうすると、こういうことにはならないのではないかと、というふうに思うので、明確な根拠として、市民病院でなければならないという法的な根拠、医療法上の根拠というのは何かあるのかなというのが1点。

それからもう1つ、具体的に、民間病院でなし得ないものというお話がありました。うん、なるほどというふうに思います。不採算的な部門、救急の話がされました。もう1つ具体的に、今、武雄市民病院は一般病床が135であります、結核の20床というのがありますね。結核は御承知のとおり、一時は医療の向上——向上というか、医療、治療そのもので大変、あれは何というんですかね、バンコマイシンという、ペニシリンからずっと発達をして、一時期撲滅寸前だという、そういう病気でしたけれども、しかし、現実はずいぶん違っているでしょう、今は。結核というのは非常に新たな形で今は出てきていますよね。抗生物質がきかない多剤耐性結核菌、そういうのが出てきているわけですね。

そういう意味でいくと、将来的な課題としてはこの結核の部分というのも非常に法的な部分では必要ではないか。ましては肺の関係でいくと結核のみならず肺の呼吸器関係というのは非常にまた重要になっていますね。中国から飛んでくる黄砂にまじって、いろんな化学物質が飛んでくる。そういうことになれば、結核の部分については何ら言及を、一人としてされないわけですね。この点についてはどのように考えてあるのかというのが2点目。（発言する者あり）いや、私が言っているのではないですね。ありがとうございます。御指摘いろいろあります。

それではもう1つ、具体的な問題として、じゃあ現実、今時点の現状の問題であります。医師の部分是一般質問等の中で、6月末で6名でしたかね、5名でしたかね、ということにまで減員をするというふうな状況が報告をされておりました。大変厳しい状況だというふうに認識をしております。それゆえに、このわずかな時間で拙速に議決をするということに関連をするんですけども、では、じゃあ医師の確保、新たな医師の補充を具体的にどういう形で市民病院としてされようとしているのか、されるのか。そういう具体的な部分についてはどういうふうに考えてあるのか。これは一言も書いてありません。市民病院になれば、その問題がすべて解決するのかというふうなこと、そういう部分については何ら書かれていないわけでありますので、提案者——提案といいますか、紹介議員としては当然その部分についてはお考えのほうでありますので、それについてはぜひお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

[30番「議長、答弁の前にお願いですけど、時間は何時間もらえますか。答弁の時間は何時間もらえますか。それによって、簡単にといったって1時間か2時間もらえたら十分話せますよ。いいですね、やりましょうか。

まず、お答えしたいというよりも、ちょっと皆さんに諮ってもらいたいことがあるんですよ。議会が質疑応答していますけど、こちらからうなずいてみたりされていますから、どなたがしてあるか知りませんよ。「うん」とか「そうだ」と言う人に、そっちに言ってもらって、質問してもらおうじゃないですか。それならば、議事をちょっと整理してください、議長。そいぎ何でも答弁しますよ。

[29番「議長ちゃんと議事進行してください」]

○議長（杉原豊喜君）

執行部は、今、議員同士の質疑、答弁ですので、執行部はそういったことに相づちを打ったり私語をするようなことはしないようにしていただきたいと思います。そして、質問も答弁も簡潔によろしくお願ひしたいと思います。

谷口議員、質問に対する答弁をお願いいたします。質問に対する答弁をよろしくお願ひします。

[30番「今、執行部に注意されたんでしょう」]

はい。

[30番「市長がうなずいています。市長が今まで言ってあったんですよ、うんとか何とか」]

そいぎ、はいて聞きよんさったとじゃなかですかね。

[30番「ああ、そうですか。それは知りませんでした」]

答弁をお願いします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

すみません、たくさんの質疑でございますので、もしちょっと順序を違えたら、またもう一遍言ってくださいね。

まず、結核の問題です。私も、例えば、今質疑者おっしゃったように、クロロマイセチンとか、パスとか、ヒドラジドとか、そういうふうな結核新薬ができた段階で、本当に急激に結核治療等が進んできました。ところが、耐性ができて、たかだか結核というものがですね、しかし、ある時期結核はもうなくなったんじゃないと言われるぐらいまで何とかよくなりましたけれども、またぞろ結核というものが若い者の間に蔓延しかかっているという状況の中で、結核療養病床というのは非常に必要なものであったわけです。

ですから、武雄市民病院を移譲を受けたときには、もともとあそこは結核療養所でしたから、そういう意味ではそれをすべてなくすということは、本当に将来そういう問題について

のいろんな問題があるということで、移譲を受けるときに、しかも移譲の金額を少なくしてもらうためというもおかしいですけども、国からの移譲を受けるときに、いろんな論議、検討をいたしまして、そして結核療養病床を残したんです。

ところが、残す段階の中で、あなたも御存じのように、本当に全部を残すと一般病床がなくなりますから、そういう意味では、ある程度制約をしてということで現在の病床になったわけですが、本当に採算性について非常に問題がありました。それがあつたために、いわゆる長期療養、入院の患者さんですから、そういう意味ではなかなか難しい問題があると。しかし、職場健診で入院される結核患者の方々は比較的軽いんですけども、本当にある意味では長期療養所、俗に言うガフキーで、御存じでしょう、ガフキーの菌の1、2とか、本当に耐性がある菌が出るときは肺菌の患者としてのそういう療養の体制とか利用等のために非常にコストもかかるし、病院については収益が上がらないという問題があつて、それについては何とかして対応を練ってほしいということをお国にお願いして、それに対しては県も結核病棟を、県がそのときは1つ、武雄で2つになろうとしたんですよ。そういうときに県にお願いをして、結核療養病床を持つから、それに対しては市民病院が採算がとれるように、少しでもプラスになるようにやってほしいということで、そういうふうな国との交渉が行われ、県もある程度補助金を出して、来たのが2回でしたけど、そういうことの中で対応していったと。

ところが、それではやっていけないということで、実は広域圏の中に、広域圏全体の中で武雄市だけが犠牲という表現はおかしいですけども、そういうものを何とかしたいということで交渉をやりました。広域圏の中では、多分議長もやってもらっていると思いますけれども、私どんどん広域圏の中で負担をしてほしいということをお国に言って、それを反映して県のほうで何とか考えましようとかいうことの中で、南部広域圏の中でも結核療養病床を持った病院をどうするかという問題が出てきて、そして、現在は武雄にとってはそれ以上負担はかけられんということで、今回は結核の病棟は、武雄市がなくなったわけじゃなくて、そういう要望をしたのは、最終的には県の広域医療圏の中でなくしたわけで、何も武雄の市民病院とか請願をしている人たちの責任じゃないわけですよ、これは。そういうことはおわかりいただきたいと思うわけです。いいですか、それで。それでいいですか。（「結核の問題はまた……」と呼ぶ者あり）その次は何ですか、もう1つは。おっしゃってください。

○議長（杉原豊喜君）

私言いますか。市民病院と民間病院の違いはどういうところがあるかと。

○30番（谷口攝久君）（続）

これは紹介議員に対する質疑でしょう。請願者に対する質疑ですか。

〔27番「いやいや、請願者じゃなくて紹介議員に対して。もちろん、そういうことは勉強した上で請願者になられているわけですから」〕

ああ、なるほどですね。そういうことですね。わかりました。

〔27番「市民病院と民間病院はどこが違いますかという……」〕

いわゆる公的な病院ですね、公立病院の使命というのは、先ほど質疑者もいみじくも指摘されましたように、要するに不採算部門についても、それなりに対応していかなければならんと。すべてが通常の病院のように採算だけがとれるような病院であれば、2期とか3期とか、1.5とかいうふうな話は別にして、とにかく今の医療制度の中では医療単価によって随分違うわけですよ、その対応がですね。そういう意味では、医療費のとれるいい患者というとおかしいですけども、医療収益が上がる患者だけを収容するというのでは公立病院は本当の使命を果たしきれんわけですよ。今まで武雄市民病院はそういうふうな公的な医療機関としての使命を果たして、なおかつ患者に愛され、そしてまた親しまれ、存続をこれだけ何万人の人が署名をするような、そういう病院にきちっとなっていっとったわけですよ。そういうものを残してほしいということで、市民病院と通常の民間病院との違いはそこにあります。

そしてもう1つは、今民間の病院は医師会がそうじゃないかとおっしゃいますけれども、民間だけでできることが、それはないとは言いませんよ、そういうところも大きい病院ありましょう。しかしながら、武雄市の場合を考えていった場合は、知事がいみじくも言ったじゃないですか。民間の移譲だけでこの医療は解決するものじゃありませんと。地域の医師会の連携、そして佐賀医大との関連も十分考えながら、慎重に市民の理解を得ながらそれを進めてほしいと。知事が談話ではっきり言っているじゃないですか。そういう状況の中で、民間の病院と地域医療の連携が、民間と民間ではなかなかいかなない部分があるから、そういう問題について（「議事進行」と呼ぶ者あり）聞いてくださいよ。そして悪かったときだけ言ってくださいよ。

そういうふうな状況の中で、どうして地域と連携を保っていくかとなると、民間の病院だけでは、なかなかいわく言いがたしの部分もあるんじゃないかということを経験した方も指摘をされておりました。私はしっかり医師会と一緒に頑張って勉強させてもらいましたから、十分その点についてはお答えしたいと思います。（「そんなので医師の確保の部分はどうするんですか。拙速、拙速て言いますけどということ」と呼ぶ者あり）私たちはですね（「現実の問題はというふうには解決されていくんですか」と呼ぶ者あり）ああ、現実の問題ですね。

私は大学の教授でも何でもございませぬから、適切じゃないかもわかりませぬけど、これは、どうも私は信じられんことに、ある時期に、医師会なり、医療関係者、大学の関係者からお話を聞きました。そのとき、脳外科の問題とか、引き挙げ、それから医療の研修医制度の問題があったときに一時的に2人か3人減りました。そのときも、あの時点では病院の関係者、医大の関係者は、市の態度が本当に明確、武雄市民病院として存続をするということ

であれば、いつでも何名かの医師を派遣しますと、戻しますという話があったということは御存じでしょう、そういう話を聞いたことは。そして、その証拠にあそこを見てくださいということで医療関係者から説明を受けました。小城の市民病院、多久の市民病院、あれも同じような状況で減りかかったんですよ。ところが、これは民間の病院じゃなくて公立病院として、自治体病院としてきちっと守っていかうということを市長が表明したら全部医者に戻ったんですよ。そういう状況が現実になりましたから、私たちもそういうのを期待しておったんですけれども、だんだんだんだん深みにはまっていくような状況になったということが、今の医師不足を増幅した原因。すべてゼロと言いませんよ。増幅した原因だと思います。

そういう意味で、本当に医療に対するそういうふうな姿勢がきちっと明確になった段階では、私は医者確保はできると確信しておりますし、そういうことを医師会の先生、大学関係者の方々からお聞きしたから、住民の方々も何とかして公立病院に戻ればもっとよくなるんじゃないかという希望を持った請願が出ているから、私たちは紹介議員になったということです。何かおかしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

いいえ、いいです。（発言する者あり）

ほかに質疑ございませんか。19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

内容については、私も総務委員会ですので、総務委員会で議論をしたいと思っておりますけれども、紹介議員の初めの……

〔30番「ちょっとごめんなさい」〕

失礼かとやなか。

〔30番「いや、あなたの答えをきちっとメモしたいと思って、お借り……」〕

おれは答えば言いよつとやなかですよ。

〔30番「どうぞ、どうぞ」〕

失礼かですよ。1つだけこれはお尋ねですけども、30日の臨時議会での審議の問題とおっしゃったですね。一番初め、紹介議員を言うときに、その審議の字、字はどがん書くのですか。というのは、どっちの審議なのか。我々議員がしたそっちの審議か、それとも、要するに信義に反するとかなんとかいう信義なのか。どっちなのかちょっとお尋ねしたいと思います。後の中身については総務委員会ですしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ミスプリントか何かあるんですか。どこかミスプリントがありますか。

○議長（杉原豊喜君）

いや、30日に議案審議がなされたとかなんとか言ったて言いよんさつとですよ。

○30番（谷口攝久君）（続）

書いてあるから言った——まあ、いいです。

○議長（杉原豊喜君）

その審議の字が……

○30番（谷口攝久君）（続）

これは議案審議の審議です。

〔19番「議案審議のときの審議」〕

そうです。これしか書いていないですから。信義に反するとか、今おっしゃった審議と信義と、音の違いでしょうけれども、これは当然この中の文章を見ていただければわかるように、その中で論議された、審議されたことに対する市民の気持ちをここに書いてあるということです。

〔19番「こっちの審議ですね」〕

はい、そうです。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

いろいろ話をお伺いしました。話の中に、市民こぞっての運動とか、市民全体の願いという言葉が出てきました。こうやって議決しているんな署名が出てくるということを考えてみますと、近々では湯陶里市問題のときですね。合併協議会のときに湯陶里市という名前が出てきて、武雄市はそれに反発して、署名を集めてこの決議を覆してくれということで提出いたしました。同じような状態だと思いますけれども、もちろんそのときは門前払い。やっぱり審議を中心にする、議決を優先ということによって、結局は武雄は離脱という形になってまいりました。そういう中で、大変そのときは運動が盛り上がった。先ほどこの病院問題で、市民全体の願い、全体の動きという言葉が使われましたけれども、その当時の湯陶里市のときは、例えば組織として区長会さん、婦人会さん、老人クラブさん——長寿クラブさんですか、がこぞって組織として動かされました。

参考までにお伺いしたいんですけれども、先ほど全体の動きとか全体の願いということなんですけれども、参考までにお聞かせしてほしいんですけれども、今回は、例えば医師会がそういう運動をされるというのはわかります。市民病院存続を願う会ですか、ちょっと事務局がどこかわかりませんが、そうやってされていると。そのほかどういう団体が組織として動いているのかというのを参考までにお聞かせください。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

湯陶里の問題のときは、賛成も反対もありました。ちょうど今の市民病院の問題と同じです。そのときだって賛成もあって、湯陶里賛成という人もいらっしゃいましたし、湯陶里反対ともありました。だけど、合併協議会では会議の結果決まりました。しかし、それではいかんと言って、私たちはその会議の席を退場して、そしてですね、（発言する者あり）いやいやいや、質疑者もわかっていらっしゃらないですよ、私が言っている意味を。そういうことをですね、離脱して、そして本当にそういうものを結集して武雄市の名前に戻しました。そして、本当にそのときは、じゃあ決まったからといって黙っていれば、そのまま今の問題と同じですよ。どんどんどんどん民営化で進んでいくというような状況になるわけですが、それは湯陶里を民営化に名前を変えただけの問題ですよ。

だから、私たちは頑張ってしまった。そのときも、なぜ運動したかと文句言った人いませんでしたよ。ただ、湯陶里がいいと言う人は非常に残念だという顔をしていらっしゃいましたけど、そういう状況でした。しかし、（「戻っていないでしょう、あのときは」と呼ぶ者あり）そのとき、私が退場したからわかっていますよ。本人ですよ。退場しなかった人もいたじゃないですか、そのときに。

まあそれは別として、そういうふうな状況ですから、今回の場合も議決されたけれども、何とかして市民の私たちの気持ちをわかってほしいということで、（「どういう組織か教えてくださいということ」と呼ぶ者あり）いや個人、全部。組織の名前、何にもありませんよ、この請願の中には。個人ですよ、それぞれの。ですからね……

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員、それはいいです。それはもういいです。

○30番（谷口攝久君）（続）

あ、討論会じゃなかったですね、ごめんなさいね。

これは、団体の名前はここに書いてありませんよ。でも……

○議長（杉原豊喜君）

いいです。

○30番（谷口攝久君）（続）

でも、それぞれの八千数百人の署名がここであって、それは全部個人としての名前ですと、そういうことです。

〔29番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

確かに谷口議員は口が上手ですよ。

[30番「失礼ですよ。口じゃないです。心です」]

待ちなさい、あなたは。議事進行ですよ。だから、真実を言ってくださいと言います。

先ほど、これは議決に対して、議決の重みと私聞きました。どう思いますかと。湯陶里市は議決されたんですか、ここで。（「協議会でされた」と呼ぶ者あり）これはされたんですか、私知りません、武雄の流れは。離脱されたときはよく知っていますよ。だから、どうしてもだめだということで、ここで変えたんじゃないですか、議決で。今と大きな違いですよ。私が聞いたこと、すべてペアになりますからね。私は議決の重みで聞きました。一緒だと言われれば詭弁だと思いますけど、どうですか。ここで決められたんですか。変えたんですか。はっきりしてください。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、質疑者が、湯陶里の問題をして、議決されたことに対してそのままになったとおっしゃったから、それは協議会の問題ですよ。（「言っていないですよ」と呼ぶ者あり）ですから、（「今のは議事進行ですよ」と呼ぶ者あり）そういう一つの流れとしてしているわけですから。議事進行ですから、議長が答えてくださいよ。（「議事進行やろうが」「答弁者が答える問題じゃない。議事進行ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

今の発言よく覚えとってください。議事進行ですので私が受けて、谷口議員、議決のあれが、最初言ったのとは何か違うということですけど、違わないということですね。

○30番（谷口攝久君）（続）

はい、わかります。しかし、失礼ですよ。（「違うですよ」と呼ぶ者あり）口が上手で、口じゃない、ハートです、ハートで言ってるんですよ。

○議長（杉原豊喜君）

私に議事進行ですので、議員、私から言われた分に答えて。

○30番（谷口攝久君）（続）

失礼だから、あえて質問に答えているわけ。

○議長（杉原豊喜君）

いやいや、私ですので。

○30番（谷口攝久君）（続）

じゃあ、どうぞ、何か。

[23番「議長が答えなさいよ」]

○議長（杉原豊喜君）

何を私が答ゆつですか。（「ちゃんと答えなさいよ」と呼ぶ者あり）

○30番（谷口攝久君）（続）

今答えるから。

[23番「ちゃんと私たちにわかるように答えないと、議長やないよ」]

○議長（杉原豊喜君）

私の考えでいいなら私が言っていていいですけど、その……

○30番（谷口攝久君）（続）

そういうわけいかん。

○議長（杉原豊喜君）

その議決のあれはちょっと私も言えませんので、谷口議員にその件に関してと私からお願いしています。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

議長にお願いしたいのは、今論議しているのはこの請願。請願から外れた質疑になってきよるでしょう。それは答弁次第によってかわかりません。あるいは質疑の中でそれは触れられたかわかりません。答弁者が外していると思いませんけど。質疑に対して正直に答えようとするから、ここから外れていくわけですよ。

もう1つは議長に。請願も出ていますので、請願者代表は個人で書いてあるわけでしょう。それはちゃんと説明がありましたよね。それは確かに運動を進めていく、任意で運動を進めていく団体もありますし、存続させる側に入って運動を進めている団体もありますよ。問題は、請願の趣旨、願意、このことに対する質疑でしょう。それは冷静に議長がしていかないとなかなか進みませんよ。その上で委員会に付託をして、委員会の側でもっと詳しく、存続させる会の団体名だとか、そういう要求があればちゃんと資料ありますよ。それに委員会の質疑をね、本会議での質疑と、委員会に付託された中での審査と、最終日は討論があるわけですから、そこのところはきちんと、そうせんと永遠と続いていきますよ。

よろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

この請願につきましては総務常任委員会にも付託をいたしますので、委員会でも十分な審議をしていただきたいと。質疑はこの程度にとどめたいと思いますけど。（「はい」「冷静な判断をして言ってください」と呼ぶ者あり）

質疑をとどめさせていただきたいと思えますけど。

[27番「議事進行」]（「冷静になろうよ、冷静に」と呼ぶ者あり）

[30番「いや、あなた気にせんでいいですよ。私、非常に冷静に受け答えしていますから」]

質疑をとどめておりますので。

[27番「質疑じゃなくて、議事進行で要請を、ぜひ議長のほうにお願いしたいと思
います」]

もう議員は帰っていいです。

[30番「もうおりていいの」]

はい。

[30番「じゃあ、御苦労さまでございました。よろしく申し上げます」]

[27番「いや、戻すけど」]

[30番「ここでいいでしょう」]

[27番「よかですよ。あなたに言いよらん、おれは議長に要望すつとけんが。とど
めたて言わしたけんが、それは協力してとどめて……」]

27番議員、議事進行どうぞ。

○27番（高木佐一郎君）

ただいまの請願の審議の部分でございますけれども、ぜひ議長として取り計らいを、資料を紹介者に対して請求をしていただきたいというのがありますので、ここで述べさせていただきます。

私が質疑をした中で、医師の確保の部分を上げました。その中で、紹介者のほうから医師確保については、市民病院にすれば大学のほうで、あるいは配分を——配分じゃなくて配置というか、そういうことができるというふうなことを申されたところです。ちょっと言葉は、今議事録持っていませんので正確ではありませんが、そういう内容のことをおっしゃいました。私は、これは大変重要な問題であろうというふうに思いますので、具体的にそういう根拠を、請願者及び紹介者に対して具体的な根拠のある部分を資料として提出をぜひしてほしいというふうに思います。

といいますのは、これだけ重要な問題でありますので、単なる思いつきや、何かのうわさとか話では、やはり議論にならないというふうに思うんです。ですから、医師配置の部分が、市民病院を的確にするということになれば、変わっていくことでなれば、それは具体的な資料を含めてぜひ提出をしていただきますよう、議長のほうから提出を要求していただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行については、総務常任委員会に付託をさせていただきたいと思っておりますので、あとは総務常任委員会のほうにもお願いをして、27番議員の質問の中に、市民病院を存続させるには医師の補充に対してはどのような根拠をお持ちかということもございましたけれども、請願に対しての質問じゃないと思いますので、後から文書のほうで事務局のほうから、また答えができるようであれば申し入れをさせていただきたいと思っております。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○22番（平野邦夫君）

あのね、慣例にないんですよ。

いや、議長がね、それは高木議員が要望したのはそれはいいですよ。議長の指示でもって、紹介者の側に資料を出しなさいという慣例はありませんよ。委員会に付託されるわけですから、付託された委員会で審査を深めていく上で、委員長が指示で関係機関に資料を提出してもらうというのはありますよ、請願分を審査していく上で。議題になるわけですから。議題になって委員会に付託されるわけですからね。それで、委員長がこの資料が必要だと、あの資料が必要だと、大学側に求める資料だとか、議事録を精査していくとか、それは審査していく上での委員長の判断ですよ。議長の指示で紹介議員に資料を提出させる、そういう義務はありません。

○議長（杉原豊喜君）

今、議事進行の発言がございましたように、総務常任委員会の中で付託をして、総務常任委員会で十分な御論議をいただきたいと思います。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第24. 意見書第1号 長寿医療制度の堅持及び運用改善を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

それでは、意見書第1号について趣旨説明をさせていただきます。

お手元にも配付をさせていただいているかと思いますが、まず、この長寿医療制度の創設の意義から申し上げますと、国民皆保険制度を高齢化がどんなに進もうとも、将来にわたり安定して持続させることが今回の長寿医療制度の創設の意義であります。

このことは、2000年の医療制度改革で早急に新たな高齢者医療制度を創設せよと附帯決議が採択をされております。財政難で疲弊した旧老人保健制度に戻すだけでは、何の問題の解決にもならないかと思っております。我が国の世界最高水準の国民皆保険制度を将来にわたって維持するためには、長寿医療制度自体の骨格はぜひとも維持する必要があります。

現在、制度施行後に出された問題点については、低所得者世帯の負担軽減等改善措置など政府に申し入れをさせていただいており、より一層の運用改善が見込まれているところでございます。

今後も長寿医療制度の堅持及び運用改善については取り組む必要があるということをごに申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

言葉はたしか後期高齢者医療制度ですかね。これは明らかに保険なんですね。だから、それが今までと大きく変わるということですね。制度だったら、ずっと手当てをしていけばいい。しかし、保険ということは、大体保険というのは定義もありますように、やっぱり自分が不慮のときに、今は元気だけど、いつ何どきに起こるかわからないということで保険を掛ける。よく言いますよね、これ、保険掛けておこうと。まひとつなんですよ。だから、お年寄りには対して一生懸命、今までこの保険の一つの制度の中でされてきたんですね。しかし、金がかかるから、支えるほうから支えられるほうに変わる途端、切るんですよ。それで新たな保険をつくらせるんですよ。だから、制度と大きく違うんですよ。

だから、今政府が言っているのは、この前、私一般質問でも言いましたけれども、制度の中ででこぼこをね、でこぼこじゃない、どこかにごまかしながら行くというのが今度の制度なんです。制度を変えないと言っているんですから。

制度そのものを変える。考え方を変える。お年寄りは医療費が余計要るから、だからお年寄りは余計公費を負担するとか、考え方を変えれば別ですよ。根幹を変えないと言っているんですから。根幹は医療費の抑制と医療費の削減、抑制といたら大変ですよ。しかし、抑制しているんですよ。――が、前に言いますように、病院に行くなら金を出せ、金を出さんなら病院へ行くなというようなやり方の、保険だからそうなるわけですね。

だから、今まで元気に支えて日本のいろんなところをつくってきた。別枠にされるぐらいだったら、ああいう山奥まで舗装しなかったのに。金をためてきたのにと。みんな今、お年寄りはおっしゃっているんですよ。

だから、保険制度を新たにつくることについて、いいことと思われるかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

私も非常に難しい問題だと思っております。

ただ、その中で、もしこの制度を廃止していけば、今の保険の制度の財政、あるいは運営が解決するかという問題だと思います。それを受けて、2000年に与野党全員一致の中ですね、（発言する者あり）共産党を除いて、早急に新たな高齢者医療制度を創設せよという附帯決議が採択されたところでございます。

そういった中で、今後、先ほど冒頭に言いました国民皆保険制度自体の未来永劫の維持のためにも、この制度自体は堅持していくべきだと私は考えております。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

いやだから、保険だから問題だと、私が言っているのはですね。だから、75歳以上を区切って、例えば1兆2,000億円出して、この方たちを無料にするんだということであれば反対しないと思うんですよ、お年寄りの方たちも。それはいいか悪いかは別ですよ。だから、分けてそこに医療費を抑えると。

制度維持と言いますけど、国は減らしておるわけでしょう。金を減らしてきておるわけですよ。だから、悪く言えば減らすために別枠にしておるわけですよ。

だから、そこをね、やっぱり根本を変えないということであれば、どんなに騒いでもお年寄り——例えば、ことしを減免すれば、免除すれば後で大きくなると。システムですから根幹を変えるべきだと、つまり廃止すべきだと思うんですね。

それじゃなくて手直していけるとお思いなのかにしかないんですけれども、そうすべきだと思いますけれども、その保険制度維持というのは保険に入っている人たちの医療の維持ですから、そういう意味で言われたんでしょうか、お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

今の老人保健制度も平成14年でしたか、70歳からスタートいたしまして、平成19年に75歳で今の老人保健制度も運営がされております。そういったことで、新たにまた制度を設けるんじゃないくて、その老人保健制度自体の移行の部分ですね、この長寿医療制度というのは。そういうふうな形の中で、よりよい将来的にわたる制度として維持するためにこの新たな負担と、現役世代と高齢者、国費等の部分を明確にしたという制度だと思いますので、ぜひともこれは維持していきたいと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

大きく見て、例えば昭和50年ぐらいがどういうことかといいますと、国保にみんな入っていたんですね。そのとき言われていたのが、国保自体がうば捨て山保険だったんですよ。元気なときに、老人は1割の加入で医療費が4割と言われていたころですね。今はもう逆転していますよね、老人医療がね。だから、みんな一緒ですけどね。共済におるが、健保組合やろうが、政管組合やろうが、みんなそっちで元気になっておるんですよ。しかし、けがしたり病気になって会社をやめたり、失業したりした金がない人、病気した人、そういう人たちはみんな国保にやってくるんですよ。そういうことからみんなを支えるという老人保健をつくったんですね。

しかし、そのときも金を入れてないんですよ。入れるべきなんです。今度も一緒のこ

とは、健保組合から、あるいは共済組合から金を政管健保に入れさせるんでしょう。政管健保に政府は13%入れたのを減ずるんですよ。だから、それを回しながら、結果的に老人に今しわ寄せになっているわけですよ。だから、根幹を変えなければだめだという流れがあるんですよ。

だから、今、老人保健に戻るということで、1回戻って、もっと老人保健を変えて、いいように、つまり公費を出してそういう形をされなきゃいけないんですけども、この改革というのはそこまで考えてあるわけでしょうか、お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

おっしゃるとおり、最終的には国保会計の負担のしわ寄せになってくるかと思えます。

ただ、冒頭に言いました国民皆保険制度というのは、質疑者も以前言われておりました相互扶助の精神で成り立っておるわけですから、そういった状況の中で国民皆保険制度自体を、例えば諸外国で見たときに、アメリカのホノルルあたりでもし手術をしたときに、例えばの話ですけども、盲腸手術が150万円から200万円かかると。この皆保険制度のおかげで日本の場合は最高高額医療の限度額が決まっているわけですから、恩恵は多々あるかと思えます。

ただ、そういった形で今後の財政というふうな部分の見方をしていきますと、国庫負担に関しても、大いに今後拡大を私自身も求めさせていただきたいと思えますけれども、財源をどこからそしたら捻出してくるかという部分だと思えますけれども、その部分に関しては税制の改正を今後見直しながら、財政の補てんということも私は訴えていきたいと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

28番富永議員

○28番（富永起雄君）〔登壇〕

ちょっと松尾議員が出したとをゆっくり読ませていただきました。

長寿医療制度というのは後期高齢者医療制度ということですよ。はっきり書いてありますよね。それを堅持し、運用改善を求める意見書でしょう。

私も聞かれてもなかなかわからんところばかりですよ。松尾議員に聞きますけど、高齢者は本当に100%わかって維持を、堅持をし、この7項目、ほとんどじゃなかですか、変えるとは。

そしたら1回ね、隣におられる29番の黒岩議員が廃止を求めるあれとなっておるでしょう。私もね、1回廃止をして、もう7つぐらいあるけんですよ、それを新しくする話だったら私も大賛成でやっていきますよね。そして今、税金のどうのこうの言われましたけど、当然、

それも私はもう2%や3%の消費税を皆さん平等に向けていく考えを持っています。松尾議員どうですか。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾議員

〔28番「公明党さんどうですか」〕

質疑が終わったら戻ってください。

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

廃止して問題が解決すれば、私も何も言うところないわけですよ。

ただ、先ほども言いましたように、廃止して問題が解決しないから、こういうふうな新たな制度の創設をということで打ち出しがあっているものですから、ぜひともこれは堅持したいと私は思っております。

〔28番「もうよかです。はい、わかりました」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど与野党すべてで合意したと言われましたけれども、今の後期高齢者医療制度と比べますとね、さきの老人保健のほうはまだいいという立場から、今、野党4党で廃止を求めていますよね。

そこで、議員にお伺いしたいんですけれども、この意見書案を見ますとね、長寿医療制度の堅持、この長寿医療制度というのはいつ法律が通ったんですか。これを明確に答えていただきたい。だから、長寿医療制度という名のもとに天引きされているんですかね。それと、長寿医療制度のもとに負担金が求められているんですかね。その法律が変わったのなら、そこをじゃあ明確にさせていただきたいと思います。

もう1つは、75歳以上を分けるというのが最大の問題なんですけれども、75歳以上に分けた背景として、その特質、75歳以上に分けたという最大の理由は、厚労省が示した文書ですけども、3つの特質を言っていますね。この3つの特質にこだわるからこそ、75歳で区切っているんでしょう。今、紹介議員が75歳以上の制度を堅持すべきだというのであれば、今の政府・与党がその最大の理由にしている高齢者の特質、その3つを述べていただきたい。

もう1つは、見直しの中で「被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減措置を引き続き継続すること」と。これは、新しい法律はまだできていませんので、その見直し案はありますけどね、今の7割、5割、2割の軽減でいいということですか、引き続き継続することと。9割という声もありますよね。これはじゃあ、あなた方は求めないわけですね、法律じゃありませんから。

もう1つありましたね、診察かな。もう1つは、中身の中に診療報酬体系、長寿医療制度

の診療報酬体系というのではないんですね。後期高齢者の診療報酬というのは月1回につき600点というふうに決められましたよね。ここを見直せというわけですから、600点をどの程度引き上げようと思っておられるのかですね。いわゆる医療費を抑制するためにこの後期高齢者医療制度の、75歳以上は月に1回600点の範囲内しか診察できませんよと。1点10円ですから6,000円です。この6,000円を内科の先生に診察に行ったときに、眼科には行けない、そういう矛盾があります。問題点があります。だから、どこをどう見直そうとしているのかね。600点を、従来の診療報酬を幾らと見ておられるのかね。出来高払い、包括払いと違うわけですから、そこをどう見直しをされておられるのかね。

それともう1つは、今、後期高齢者医療制度の中では月1回600点と言いましたけれども、その中に、例えばレントゲン検査をやる、血液検査をやる、医者が必要とするからレントゲン検査を求める、その際にこの600点との関係はどうなっているのかね。見直すとすれば、どう見直しされていくのかね。紹介議員が言う、老人保健法のために全野党合意して附帯決議をしたと。我々はそれを戻せと言っているんですけどね。しかし、紹介議員はこれを見直すと。ということで具体的に随分上げられていますので……。

最後に障がい者の問題、65歳以上74歳以下の障がい者。これも後期高齢者医療制度の中にも含まれるわけですが、これは強制ですか、それとも任意ですか。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

できる範囲でお答えをしていきたいと思えます。

〔22番「できる範囲で全部答えてください」〕

75歳でなぜ線引きかということの質問だったと思えますけれども、75歳をこの長寿医療制度で新たに線引きしたわけじゃございません。先ほど申しましたように、老人保健制度も平成14年度から、70歳から1年ごとに年齢が上がってきたわけですから、平成19年度の老人保健制度でも75歳を線引きといいますか、が対象になっていますから、新たにこの制度で設けたわけじゃないということで認識をしております。（発言する者あり）

それと、600点の点数の中の問題ですけれども、それをしたからといって高齢者の方が病院に行く回数が限定されるとかという問題ではございませんので、その辺は誤解のないように（「今、上限は600点しか出しとらんとやろう」と呼ぶ者あり）そういう考えで認識をしております。

障がい者の件は、本人が任意で対象ということで確認をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

執行部の意見求めちゃいかんですよ、議員同士でやりよつとに。

天引きする場合も、長寿医療制度のために年金天引きしているんですか。法律がいつ変わったんですかと聞いているんですよ。長寿医療制度で法律が通ったんですかね。

もう1つは、先ほど言いましたね。私が誤解していると言ったでしょう。紹介議員は私が誤解していると。月1回600点というのが限度でしょう。その中に血液検査とかレントゲン検査だとか、それが医者が必要と認めた場合には600点の中に入るんですよ。確かに、本人の負担がふえればほかの病院にも行くでしょう、それは。しかし、それは医療費を抑制するために600点と現に決めているわけですから、1月1回600点以上、どんどん使っているんですか。私が誤解していると言いましたけど、そこが1つは最大の問題があるんですよ。75歳以上を区切ったという問題と、医療費抑制のために病院に行くなということと、それから健診制度も自由にやっていいですよ、もう住民健診は対象じゃないですよ、義務づけていませんよと。これは福祉文教常任委員が随分論議したじゃないですか、松尾議員と一緒に。

だから、そこは一つ一つ、あなたが見直さなきゃいかんと。見直さなきゃいかんというので1項目から2項目、3項目……。2項目では、9割軽減というのはどうなったんかと。それから、保険料の天引きについては、法律の根拠は何なのかと。このあなたが見直さなきゃいかんという1項目から7項目まで、ずうっと順を追って質問しています。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	16時16分
再	開	16時18分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開いたします。

4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

長寿医療制度に関しては通称ということで訂正をさせていただきながら、後期高齢者医療制度というような部分ですけれども、この部分に関しては、ことしの4月に制定をさせていただき見直しをとることになっております。

それともう1点ですけれども、今の老人保健制度自体も75歳になっているわけですから、あえて中身的にすべてさま変わりしているということじゃございませんので、御理解をいただきながら答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

平野議員は今度3回目ですかね。

〔22番「3回目」〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

意見書を正式に上げる場合に通称でいいんですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

例えば、「後期高齢者医療制度の堅持（長寿医療制度）」と書くならまだいいですよ。反対ですよ、これは。「後期高齢者医療制度の堅持」と書いて、私何もこうあるべきだと言う必要もないけれども、参考までに聞いてください。そうした場合には、法律の名前をきちんと出して、「通称長寿医療制度」と書くんですよ。文章の中もそうです。文章の中の順序は逆でしょう。「長寿医療制度」と書いて「後期高齢者」と書いておるでしょう。そんなものを意見書として正式に上げる、紹介した責任がありますよ。

もう1つは、先ほど言いましたように、この堅持を求めるのであれば、75歳以上の特質、いわばもう75歳以上過ぎると死を迎える世代だと、75歳以上になると痴呆を抱えると（発言する者あり）厚労省が言うのと、おいが言うのとんじゃない。何らかの病気を持っていると、そういう意味で75歳で区切っているんですよ。そして、国保に入っている75歳以上の扶養者、共済保険、それから社会保険、こういうところの保険に入っている家庭の75歳以上の扶養者を全部ひっくるめる、まとめるわけでしょう。老人保健で75歳で区切っているからと、理由になりませんよ。老人保健の75歳以上というのは、国保に入っている人、あれは70歳以上。75歳とあなたは言いましたよね。75歳以上というのはまた負担が変わりますからね。これは国保の人、社会保険の人、共済保険の人、それぞれ扶養に入っているんですよ。75歳以上で区切ったということは、それを一括まとめて、そして、後期高齢者医療制度にぶち込んでしまうと。ここが最大の問題なんですよ。

ですから、紹介議員に聞きたいのは、この法律の名前をきちんとしてほしいということと、少なくとも75歳以上を厚労省はどう見ているのかと、あるいは与党がどう見ているのかと、そこを明確にした上で、ここをこう直すべきだと、直すべき具体性を示さんと審議できますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

22番議員、これは紹介議員ではありません。提出者です。

〔22番「はい、わかりました。もう以上です」〕

4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

これ以上のことは、委員会のほうに付託されますので、その場で大いに議論していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔30番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

今の問題は、例えば法律の名称ですから、名称についてはきちんと書かにかいかんから、例えば転記ミスなのか、いわゆるパソコンの打ち込みミスなのか、そこらはきちっとした形でせんといかんということです。中身は、内容はみんな承知していますから、そこらの取り扱いを上程したときに、法律の名称が違くと瑕疵ある議案になりますから、その点をどうぞ。

（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

一応、質疑をとどめます。

そこら付近は、意見書としての提出であります。そこら付近は、もし意見書を提出する場合、いろいろ名前を使うわけですよ。ですから、そこら付近をちょっと東京のほうにお聞きをして、委員会のほうでまた御報告をさせていただきたいと思えます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 16時22分